

とかち広域消防局受援計画

令和3年2月

とかち広域消防局受援計画 目次

第1章 総則

第2章 応援等の要請

第3章 受援体制

第4章 指揮体制及び無線通信運用体制

第5章 消防応援活動の調整等

第6章 応援等の引揚げの判断

第7章 その他

資料等

別表第1 用語の定義

別表第2 関係機関連絡先

別表第3 指揮本部任務分担

別表第4 進出拠点及び宿營・宿泊場所候補地

別表第4-1～24 宿營場所候補地の個票

別表第5 指揮本部員等派遣先

別表第6 無線通信運用体制

別表第7 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況

別表第8 消火栓スピンドルドライバー

別表第9 ヘリコプター離着陸場所

別表第10 燃料補給場所

別表第11 食料品等調達可能場所

別図第1 緊急消防援助隊 応援等要請系統図

別図第2 緊急消防援助隊 部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示）

別図第3 緊急消防援助隊 部隊移動系統図（知事による部隊移動の指示）

別記様式1 指揮本部運営チェックリスト

別記様式2 応援部隊受入管理表

別記様式3 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表

別記様式4 活動指示書

とかち広域消防局受援計画

第1章 総則

(目的)

第1 この計画は、とかち広域消防局（以下「消防局」という。）管轄区域内において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づく北海道広域消防相互応援協定（以下「応援協定」という。）による応援又は同法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊による消防の応援又は支援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、応援部隊が迅速かつ効果的に活動できる体制を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2 この計画において使用する用語の定義は、別表第1のとおりとする。

第2章 応援等の要請

(応援等要請の基準)

第3 指揮者は、災害により次に掲げる事象が発生し、消防局での対応が困難だと判断した場合は、応援等の必要性について判断するものとする。

(1) 地震

- ア 中高層建物の倒壊又は層破壊が発生している場合
- イ 地震の揺れによる直接的な被害で民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合
- ウ 地震に伴う土砂災害により民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合
- エ 火災、救助及び救急の未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

(2) 津波

- ア 太平洋沿岸中部に大津波警報が発表された場合
- イ 津波により大規模な被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合

(3) 風水害

- ア 十勝管内の河川の堤防が決壊した場合
- イ 市街地又は準市街地において、浸水深1.5mを超えている場合又は超えると見込まれる場合
- ウ 土砂災害により民家の倒壊又は倒壊が見込まれる場合
- エ 119番通報時にトリアージを実施し、人的被害のおそれがある事案のみに対応してもなお、未対応事案が発生している場合若しくは未対応事案の発生が見込まれる場合又は既に出動している事案のうち十分に対応できていない事案がある場合

(4) 火山噴火

- ア 雌阿寒岳又は十勝岳等において噴火警報（居住地域）が発表された場合
- イ 火山の噴火により大規模な被害が発生した場合又は発生するおそれがある場合

(5) 火災

- ア 複数の地区にわたり相当規模の火災が同時に発生している場合
- イ 危険物施設、特定防火対象物、住宅密集地等において大規模な火災が発生し、十分な対応が困難と見込まれる場合又は当該火災出動により他の災害出動の対応が十分にできないと見込まれる場合

(6) 上記以外の災害で、甚大な被害が見込まれる場合

（応援協定による応援等要請の手続）

第4 指揮者は、第3の規定により北海道内応援隊の応援等が必要であると判断した場合には、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合の長に対して「広域応援要請書」（応援協定覚書様式1）及び「広域応援要請連絡書」（応援協定運用マニュアル様式第2号）により応援要請を行うものとする。この場合における連絡は、第1要請時は応援側消防本部、第2及び第3要請時は釧路市消防本部（道東地区代表消防機関）に対して行うものとする。

2 指揮者は、前項の要請を行う場合、災害状況及び応援等に必要な隊の種別、規模、活動場所等、応援活動に必要な情報を付するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等要請の手続）

第5 緊急消防援助隊の応援等要請の判断は、第3の規定により行い、当該要請に係る連絡は、別図第1のとおり行うものとする。

2 指揮者は、北海道内応援隊の出動が困難な場合又は北海道内応援隊のみでは十分な対応が困難と判断した場合（被害の詳細が把握できず対応の可否を判断できない場合を含む。）は、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、緊急消防援助隊の応援等が必要である旨を直ちに電話連絡するものとする。

なお、この判断に当たって、必要に応じて札幌市消防局（代表消防機関）の意見を聞くものとする。

3 指揮者は、次に掲げる事項が明らかになり次第、知事に電話連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別、規模等については、これらを把握した段階で「応援等要請のための連絡事項」（要請要綱別記様式1-2）によりファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）で速やかに連絡するものとする。

（1）災害の概況

（2）出動が必要な区域や活動内容

（3）その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 指揮者は、前項の要請を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び災害の状況を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話連絡するものとする。

5 指揮者は、知事に対して第2項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話に

より連絡するものとし、第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別、規模等については、これらを把握した段階で「応援等要請のための連絡事項」(要請要綱別記様式1-2)によりファクシミリで速やかに連絡するものとする。

- 6 指揮者は、被災地及びその周辺地域に緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、第2項、第4項及び第5項の連絡と併せて報告するものとする。

(迅速出動等適用時の対応)

第6 指揮者は、要請要綱第5条に規定する緊急消防援助隊の出動準備又は要請要綱第29条に規定する緊急消防援助隊の迅速出動が適用となる次に掲げる事象が十勝管内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援等が必要な地域等の確認を行い、知事に対して報告するものとする。

- (1) 最大震度6弱以上の地震が発生した場合
- (2) 大津波警報が発表された場合
- (3) 噴火警報（居住区域）が発表された場合

(連絡体制)

第7 受援に係る関係機関の連絡先は、別表第2のとおりとする。

第3章 受援体制

(指揮本部の設置)

第8 指揮者は、応援部隊が決定した場合は、応援部隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。この場合、とかち広域消防局警防規程第59条に規定する警防本部をもって指揮本部とする。

- 2 指揮本部の設置場所は、原則として指令センターとする。ただし、状況に応じて、消防局長の判断により消防局庁舎の会議室等に設置するものとする。
- 3 指揮本部の本部長は、消防局長をもって充てるものとする。
- 4 指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 被害状況（ライフラインの状況、道路の通行可否を含む。）の収集に関すること。
 - (2) 被害状況並びに消防局及び消防団の活動に係る記録に関すること。
 - (3) 応援部隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
 - (4) その他の受援に必要な事項に関すること。
- 5 指揮本部の任務及び各任務の責任者等は、別表第3のとおりとする。
- 6 指揮本部は、「指揮本部運営チェックリスト」(別記様式1)、「応援部隊受入管理表」(別記様式2)及び「都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表」(別記様式3)を活用し、運用するものとする。

(応援部隊の受入対応)

第9 指揮本部は、指揮支援部隊長から指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援本部を設置する候補場所を報告し、指揮支援本部の設置場所が決定した際は、調整本部（調整本部が設置されない場合は北海道災害対策本部。以下同じ。）と調整の上、指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場所から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

- 2 指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、消防局及び消防団の活動状況、北海道内応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。
- 3 指揮本部は、応援部隊到着までに、被害状況の集約、地図及び資機材の貸出準備、派遣する職員の調整など受入体制を整えるとともに、応援部隊到着後は、受入対応に注力するものとする。
- 4 指揮本部は、応援部隊の受入体制が整わないと判断する場合は、北海道及び札幌市消防局（代表消防機関）に速やかにその任務に係る調整を求めるものとする。

(応援部隊の進出拠点及び宿営・宿泊場所の協議)

第10 指揮本部は、災害の状況、道路の状況、応援部隊の規模等を考慮し、応援部隊の進出拠点及び宿営・宿泊場所について、調整本部と協議するものとする。

- 2 応援部隊の進出拠点及び宿営・宿泊場所の候補地は、別表第4のとおりとする。また、各宿営場所の個票は別表第4-1～別表第4-24のとおりとし、調整本部との協議に使用するものとする。

(指揮本部員等の派遣)

第11 指揮本部は、情報収集、活動調整、受入調整等のため、別表第5のとおり指揮本部員等を派遣するものとする。

なお、被害状況により派遣することができない場合は、電話等の通信手段を用いて適宜対応するものとする。

第4章 指揮体制及び無線通信運用体制

(指揮体制等)

第12 指揮者又は指揮者から委任を受けた者は、北海道内応援隊の指揮を行うとともに、緊急消防援助隊指揮支援本部長の補佐を受け緊急消防援助隊の都道府県大隊及び各部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）の指揮を行うものとする。

- 2 指揮者又は指揮者から委任を受けた者は、ヘリベース指揮者に対して（北海道災害対策本部に航空運用調整班が設置されている場合は同班に対しても可能）航空に係る活動要請を行うものとする。

(無線通信運用体制)

第13 無線通信運用体制及び使用無線波は、別表第6のとおりとする。

- 2 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表第7のとおりとする。

第5章 消防応援活動の調整等

(任務付与)

第14 指揮者又は指揮者から委任を受けた者は、次に掲げる事項について、到着した応援部隊に対して情報提供を行うとともに、「活動指示書」(別記様式4)により任務付与するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) 燃料補給場所
- (8) その他活動上必要な事項

(関係機関との活動調整)

第15 指揮者は、市町村災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、D M A T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

- 2 指揮本部は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、D M A T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。
- 3 現地合同調整所の指揮は、原則として災害現場の管轄消防署長又は管轄消防署長が指名した者が行うものとする。
- 4 前項に規定する者は、必要に応じて会議を開催し、次に掲げる事項について調整を行うものとする。

なお、指揮支援本部長と調整し、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、N B C災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、都道府県大隊等の中の代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長、北海道内応援隊の代表者の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

- (1) 役割分担
- (2) 活動エリア
- (3) 活動時間
- (4) 活動の中止基準
- (5) 検索救助活動におけるマーキングの手法
- (6) 緊急避難等の合図
- (7) 連絡手段
- (8) その他活動上必要な事項

(応援部隊との連携)

第16 災害現場の管轄消防署長は、応援部隊と緊密に連携を図るため、別表第5のとおり所属職員等を派遣するものとする。

(資機材の貸出及び地図の配布)

第17 指揮本部又は災害現場の管轄消防署は、応援部隊に対して消火栓スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。

- 2 消火栓スピンドルドライバーの口径及び形状は、別表第8のとおりとする。
- 3 指揮本部又は災害現場の管轄消防署は、応援部隊に対して、必要に応じて次に掲げる地図を配布するものとする。

(1) 広域地図（通行障害の情報を付記したもの）

(2) 住宅地図

(3) ヘリコプターの離着陸場所位置図

(4) 燃料補給場所位置図

(5) 消防水利位置図

(6) 物資等の調達可能場所位置図

(7) 救急搬送医療機関位置図

(ヘリコプターの離着陸場所等)

第18 ヘリコプターの離着陸場所は、別表第9のとおりとする。

- 2 指揮本部は、ヘリベース指揮者と調整の上、必要がある場合は、別表第5のとおりフォワードベース及びランディングポイントに安全管理員を派遣するものとする。

なお、安全管理員は、原則として当該フォワードベース、ランディングポイントを管轄する消防署の職員とする。

(燃料補給場所)

第19 応援部隊の燃料補給場所は、別表第10のとおりとする。

- 2 災害時における燃料補給体制を確保するため、速やかに関係機関と調整を行うものとする。
- 3 応援部隊が燃料補給を行うことを目的として、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書に規定する「危険物の仮貯蔵・仮取扱」の申請があった場合は、速やかに手続を行うものとする。

(物資等の調達)

第20 食料品等調達可能場所は、別表第11のとおりとし、物資等の提供にあっては、提供場所を明確にするものとする。

- 2 緊急性のある物資等については、優先的に供給するものとする。

(緊急消防援助隊の部隊移動)

第21 緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続は、別図第2又は別図第3のとおり行うものとする。

- 2 指揮者は、長官又は知事から緊急消防援助隊の部隊移動について意見を求められた場合は、

知事に対して「部隊移動に関する意見（回答）」（要請要綱別記様式6－2）により回答するものとする。

（緊急消防援助隊の増隊要請）

第22 指揮者は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、調整本部長に増隊の要請を行うものとする。

第6章 応援等の引揚げの判断

（北海道内応援隊の活動終了に関する連絡）

第23 指揮者は、北海道内応援隊からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、北海道内応援隊の活動終了を判断し、引揚げを決定するものとする。

（緊急消防援助隊の活動終了に関する連絡）

第24 指揮者は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

第7章 その他

（情報共有）

第25 指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊及び北海道内応援隊等との情報共有に努めるものとする。特に、緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

2 被害状況は、地上からの情報収集のほか、消防防災ヘリコプター及びドローン等を有効に活用し、上空からも積極的に情報収集を行い、情報共有に努めるものとする。

（訓練）

第26 消防局長は、原則年1回、受援訓練を消防局内で実施するものとする。

（受援計画の変更）

第27 消防局長は、受援計画を策定又は変更した場合は、知事に報告するものとする。

附 則

この計画は、令和3年2月10日から施行する。

この計画は、令和6年4月 1日から施行する。

用語の定義

用語	内 容
1 法	「消防組織法(昭和22年12月23日法律第226号)」をいう。
2 応援等	法第39条に規定する応援又は第44条に規定する消防の応援等をいう。
3 指揮者	被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防局長をいう。
4 応援部隊	応援協定に基づく登録応援隊及び緊急消防援助隊の登録部隊のうち被災地に出動する部隊をいう。
5 要請要綱	「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(平成27年3月31日消防広第74号)」をいう。
6 運用要綱	「緊急消防援助隊の運用に関する要綱(平成16年3月26日消防震第19号)」をいう。
7 長官	消防庁長官をいう。
8 迅速出動	法第44条の規定により、あらかじめ消防庁長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。
9 指揮支援部隊	大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるよう支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。
10 指揮支援部隊長	指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。
11 指揮支援本部	被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長等を本部長として被災地に設置する本部をいう。
12 指揮支援隊長	被災地の指揮者を補佐し及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。
13 調整本部	被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。
14 都道府県大隊長	都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。
15 統合機動部隊	消防庁長官の出動の求め又は指示後、迅速に出動し、被災地において消防活動を緊急に行うとともに、都道府県大隊が後続する場合に当該都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うことを任務とする。
16 エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)	石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことの任務とする部隊をいう。
17 NBC災害即応部隊	NBC災害(緊急消防援助隊に関する政令(平成15年8月29日政令第379号)第1条に規定する原因により生ずる特殊な災害をいう。)に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことの任務とする部隊をいう。
18 土砂・風水害機動支援部隊	土砂災害又は風水害に対し、他の都道府県大隊等と連携し、重機等を用いた消防活動を迅速かつ的確に行うことの任務とする部隊をいう。
19 進出拠点	緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一次的に集結する場所を含む。)をいう。
20 代表消防機関	消防庁長官が都道府県ごとに消防機関の推薦に基づき定めた当該都道府県大隊の出動に関する調整を行う消防機関をいう。
21 代表消防機関代行	代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
22 ヘリベース指揮者	航空機の活動拠点で航空機を用いた消防活動の指揮を行う者をいう。
23 フォワードベース	被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、ヘリベースに都度帰投することなく航空活動を安全にかつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。
24 ランディングポイント	ヘリベース、フォワードベース以外で、救助者や緊急物資の陸上部隊引継ぎなどの災害対応のための離着陸を行う地点をいう。
25 部隊移動	法第44条の規定による長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定による都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。
26 宿営場所	緊急消防援助隊が宿泊するホテル等以外の場所をいう。 ホテル等とは消防法施行令別表第1で定める5項目の防火対象物用途に当たる旅館、ホテル、宿泊所をいう。
27 宿泊場所	緊急消防援助隊が宿泊するホテル等をいう。

関係機関連絡先

1 国・北海道

機関名	連絡先	NTT回線		地域衛星通信ネットワーク ・衛星電話番号等
		電話	FAX	
総務省消防庁	昼間 広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	048-500-90-49013
	夜間 宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	048-500-90-49033(FAX)
北海道(危機対策課)	昼間 総務部危機対策局 危機対策課	011-204-5009	011-231-4314	001-210-22-575
	夜間 総務部危機対策局 危機対策課防災航空室			001-210-22-729(FAX)
北海道(防災航空室)	昼間 総務部危機対策局 危機対策課防災航空室	011-782-3233	011-782-3234	001-210-39-898
	夜間 総務部危機対策局 危機対策課防災航空室			001-210-39-899(FAX)

2 北海道内消防本部

代表	機関名	連絡先	NTT回線		北海道総合行政情報 ネットワーク
			電話	FAX	
地区代表	札幌市消防局	昼間 消防救助課	011-215-2060	011-271-0610	6220-3-186-2030
		夜間 指令課	011-215-2080	011-261-9119	
地区代表	小樽市消防本部(道央)	昼間 警防課警防係	0134-22-9138	0134-22-9182	6360-3-543
		夜間 消防指令センター	0134-22-9137	0134-22-5345	
地区代表	函館市消防本部(道西)	昼間 警防課警防係	0138-22-2146	0138-27-6199	6260-3-3996
		夜間 消防指令センター	0138-22-2126	0138-26-3408	
地区代表	苫小牧市消防本部(道南)	昼間 消防本部警防課	0144-84-5023	0144-84-5037	6761-3-4119
		夜間 消防署指令課	0144-84-5049	0144-57-5363	
地区代表	旭川市消防本部(道北)	昼間 警防課	0166-33-9962	0166-33-1191	6560-3-87-811-412
		夜間 指令課	0166-33-9961	0166-33-9905	
地区代表	釧路市消防本部(道東)	昼間 警防課	0154-23-4383	0154-22-8204	6720-3-6628
		夜間 通信指令課	0154-22-2150	0154-23-0429	
道東地区	北見地区消防組合消防本部	昼間 警防課	0157-25-1518	0157-25-9400	6660-37-610
		夜間 通信指令室	0157-24-3311	0157-25-9400	
道東地区	網走地区消防組合消防本部	昼間 消防本部消防課	0152-43-9492	0152-45-1196	6661-3-490
		夜間 通信指令室	0152-43-2221	0152-45-1119	
道東地区	紋別地区消防組合消防本部	昼間 消防署	0158-23-0119	0158-24-3632	6662-3-422
		夜間 消防署	0158-23-0119	0158-24-3632	
道東地区	美幌・津別広域事務組合消防本部	昼間 消防本部グループ警防・救急担当	0152-73-1434	0152-72-0664	6665-3-499
		夜間 通信指令室	0152-73-1211	0152-73-0911	
道東地区	遠軽地区広域組合消防本部	昼間 消防本部消防課	0158-42-2050	0158-42-2184	6677-4
		夜間 消防署	0158-42-2050	0158-42-2184	
道東地区	斜里地区消防組合消防本部	昼間 消防本部	0152-23-3647	0152-23-2494	6667-3-180
		夜間 消防署	0152-23-2435	0152-23-2494	
道東地区	釧路北部消防事務組合消防本部	昼間 消防本部消防課	015-482-3276	015-482-1676	6725-4
		夜間 通信指令室	015-482-2073	015-482-4170	
道東地区	釧路東部消防組合消防本部	昼間 消防本部警防課	0153-52-5113	0153-52-4332	6722-3-199
		夜間 厚岸消防署	0153-52-5111	0153-52-4332	
道東地区	根室市消防本部	昼間 消防本部	0153-24-3163	0153-23-6211	6820-3-2499
		夜間 消防署	0153-24-3164	0153-23-6211	
道東地区	根室北部消防事務組合消防本部	昼間 消防本部 警防課	0153-72-9114	0153-72-9174	6822-3-292
		夜間 中標津消防署	0153-72-2181	0153-72-5222	

指揮本部任務分担

【総務班】

責任者	任 務	内 容	実施時期
総務課長	災害出動人員の把握	職員の出動状況を把握する。	初期
	非常食糧その他物資の補給	非常食、飲料水等の確保及び補給体制を構築する。	中期
	報道関係各機関に対する広報	災害対応状況の消防局内部の情報を整理し、報道対応する。	随時
	災害記録	災害規模、被害状況（人的・物的被害等）、消防局・各署の災害対応及び出動状況を記録する。	随時
	各班の主管に属さないこと		随時

【消防救助班】

責任者	任 務	内 容	実施時期
消防救助課長	機器の補充及び非常燃料の補給	災害現場付近の使用可能な給油施設の確保及び現場にて必要な機器の確認・補充の調整を行う。	初期
	消防応援	早期に応援要請の有無を判断し、北海道等を通じて各応援協定に基づく応援及び緊急消防援助隊を要請する。	初期
	消防団員の出動及び活動状況の把握	各署を通じて消防団員の出動状況・活動状況を把握する。	初期
	市町村防災部局及び消防団との連絡調整	各署を通じて市町村防災部局・消防団との連絡調整を行う。	初期
	災害防圧	災害の被害軽減・防除のため、消防活動全般に関する活動・調整を行う。	随時
	救助に伴う機械等の借り上げ	民間業者（クレーン車、ミキサー車等）の要請及び市町村を通じて開発局車両等を要請する。	随時
	水利統制及び交通確保	水利及び道路状況図により各班及び各署に情報提供を行い、活用消火栓や走行経路を指示する。	随時
	消防部隊の指揮統制	災害状況に応じて指揮隊を出動させ、消防部隊の指揮統制を行う。	随時
	消防部隊の配備及び警防活動	複数箇所同時発生事案に対する出動隊の調整を行うなど、消防部隊の効果的な運用を図る。	随時
	人命救助及び破壊消防	災害により火災等が拡大し、延焼防止、人命救助のために緊急の必要があるときは、建物や構造物を除去するなどの破壊活動を指示する。	随時
その他警防活動に関する特命事項			随時

【救急企画班】

責任者	任 務	内 容	実施時期
救急企画課長	救急隊の運用及び医療機関との連絡調整	救急出動状況を把握するとともに、多数傷病、複数箇所同時発生事案に対する出動隊の調整を行う。 医療機関の受け入れ状況及び救護所の開設状況の確認を行い、搬送先病院の調整を行う。	随時
	避難の指示、伝達及び避難者の誘導	各市町村の避難所等の収容状況及び避難経路の確認を行う。	随時

【情報指令班】

責任者	任 務	内 容	実施時期
情報指令課長	他班に属する任務の代行	指揮本部の体制が整うまでの間、当直指令員が他の班に属する任務の代行に努めるものとする。	初期
	職団員の招集及び非常配備	職員の招集は、非常配備体制により行う。 団員の招集は、各市町村の計画により行う。	随時
	通信指令統制及び出動統制	災害対策本部設置前は、原則として出動計画に基づき出動指令を行う。ただし、警戒（風害）及び水防（監視警戒・活動出動）は、災害状況に応じて各消防署と協議調整し出動指令を行う。 災対本部設置後は、災対本部の指示により出動指令を行う。 出動統制は、指令センターが通報内容のみで重症度及び緊急度の判断が困難であるため、警戒（警戒（風害）及び水防（監視警戒・活動出動）を除く）、火災、救助及び救急は、災害通報の覚知順に出動計画に基づき、出動指令を行う。 なお、出動順の判断は各署所に委ねる。 転戦出動は、指令センター、各消防署及び現場最高指揮者で消防部隊について協議調整し、出動指令を行う。	随時
	通信の確保	通信指令装置の点検、有線及び無線通信網の試験を行う。 なお、障害発生時は、各電話会社及び保守委託業者と協議し対応する。 各電話会社不通に伴う119番通報等の対応について、署落しへの切替え等を行い、住民の通報手段を確保する。署所及び出動隊の消防通信手段として、携帯電話及び衛星電話を確保する。	随時
	災害状況の把握及び関係機関への連絡	ホワイトボード等を使用し、災害状況を管理し把握する。 大型表示盤により車両動態を管理し把握する。 災害事案に応じて、総務省消防庁、北海道、北海道警察、市町村及びその他関係機関へ連絡する。	随時

【予防規制班】

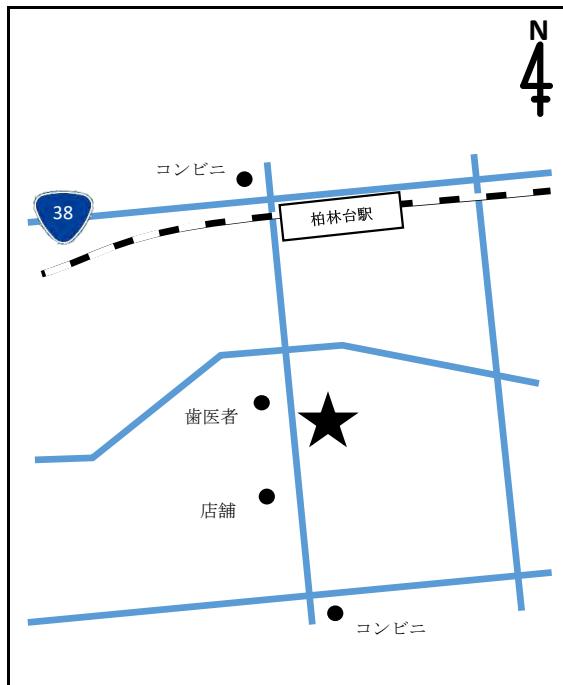
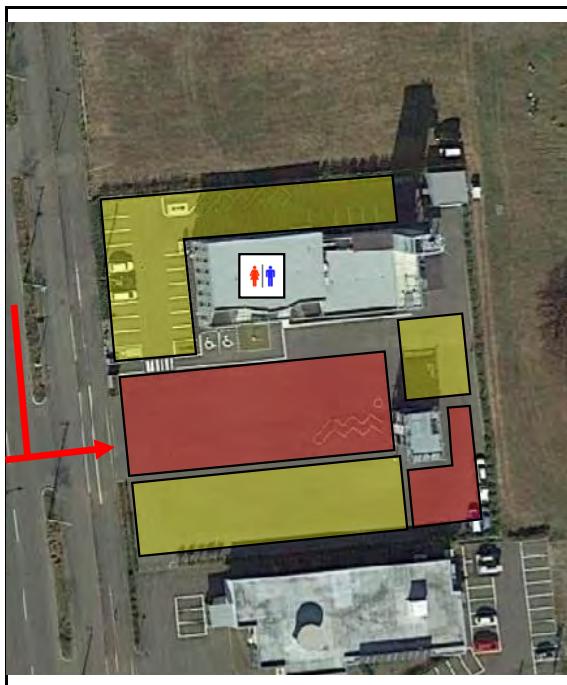
責任者	任 務	内 容	実施時期
予防規制課長	地域住民に対する広報	各署へ巡視隊の調整・把握をするとともに、火災や危険物漏洩などの広報実施内容の調整・確認を行う。	随時
	非常時の巡視		
	情報の収集及び関係機関への報告	予防班の活動状況及び防火対象物の被害等の把握と報告、警戒区域の設定状況を把握し、指揮本部及び関係機関へ報告を行う。	随時
	火災の原因及び被害の調査	消防部隊の活動状況を把握し、火災の原因調査及び被害の調査を行う。火災鎮火に向けての対策を行う。	随時
	警戒区域の設定	情報収集等にて被害状況を確認し、関係機関との調整を行い適切な対応を行う。 災害等により発生した危険物、危険物質等に対する漏洩等の処置、警戒区域の設定等必要な助言を行う。	随時
	危険区域内の居住者の避難命令及び避難者の誘導		
	危険物施設の警戒及び危険物の非常処置		

No. 1 宿営場所（ホテル等を除く）

別表第4-1

名称 帯広消防署柏林台出張所

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

住所	帯広市柏林台西町2丁目2						
管理者	とかち広域消防局帯広消防署			連絡先	0155-26-0119		
所有者	とかち広域消防事務組合				FAX	0155-26-9120	
面積	1,700	m ²	普通車受入れ台数	27	台	大型車両受入れ台数	13 台
収容人数	152	人	屋内・屋外	水道設備	(有)・無	地盤面の状況	アスファルト
トイレ	1	箇所	入浴施設	(有)・無	炊事施設	(有)・無	
協定締結	締結済・未協定			避難所として使用有無		有	・無
耐震性能	(耐震)	・免振	・その他	なし	ハザードマップの警戒区域該当	(有)	・無
【備考】	宿営場所利用確認は、とかち広域消防局総務課に確認。 受入れ台数は、普通車27台、大型車13台の両方の車種を同時受入れ可能。						

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

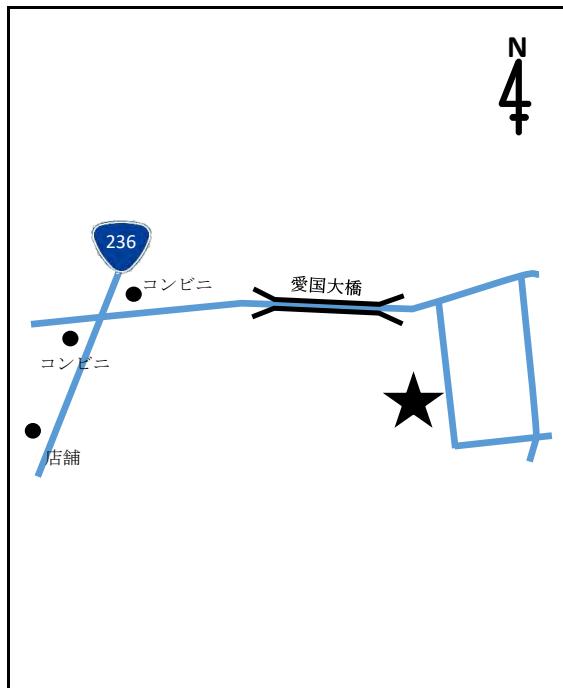
決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

No. 2 宿営場所（ホテル等を除く）

別表第4-2

名称 北愛国交流広場

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

住所	帯広市愛国町10番地1										
管理者	帯広市			連絡先	0155-24-4111 (市役所代表)						
所有者	帯広市			FAX	0155-23-0151						
面積	63,912		m ²	普通車受入れ台数		225	台	大型車両受入れ台数		60	台
収容人数	14,000		人	屋内・屋外		水道設備	(有)・(無)	地盤面の状況		砂利・芝・アスファルト	
トイレ	3		箇所	入浴施設		有	(無)	炊事施設		(有)	(無)
協定締結	締結済・未協定				避難所として使用有無				有	(無)	
耐震性能	耐震・免振・その他・なし				ハザードマップの警戒区域該当				(有)	無	
【備考】	宿営場所利用確認は、帯広市観光課に確認。 受入れ台数は、普通車225台、大型車60台の両方の車種を同時受入れ可能。 駐車スペースと宿営スペースが同一のため、宿営スペースの範囲次第で、駐車スペースの範囲が狭くなるため、上記受入れ台数の調整が必要。 北側進入路は、ゲートで閉鎖しているが、開放可能のため確認必要。 トイレは、施設内に3箇所あり。										

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

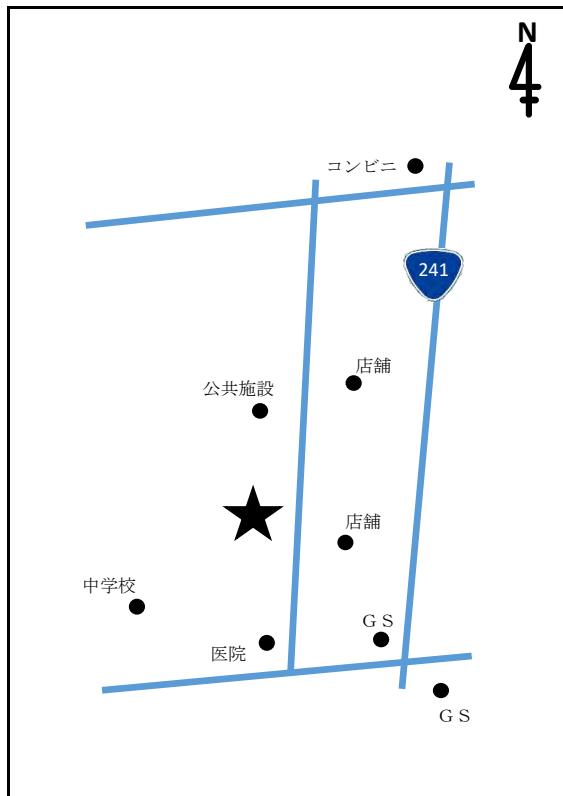
決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場合どうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとめて宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

No. 3 宿営場所（ホテル等を除く）

別表第4-3

名称 音更消防署

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

住所	音更町木野西通16丁目1番地								
管理者	とかち広域消防事務組合長			連絡先	0155-30-3322 (音更消防署)				
所有者	音更町長				FAX	0155-30-3324			
面積	3,900 m ²			普通車受入れ台数		101	台	大型車両受入れ台数	
収容人数	224	人	屋内・屋外	水道設備		(有)・無	地盤面の状況		アスファルト
トイレ	4	箇所	入浴施設	(有)・無		炊事施設	(有)・無		
協定締結	締結済・未協定				避難所として使用有無			有・無	
耐震性能	(耐)震	・免振	・その他	なし	ハザードマップの警戒区域該当			(有)・無	
【備考】	受入れ台数は、普通車のみの場合101台、大型車のみの場合59台駐車可能。両方の車種を受入れる場合は、上記受入れ台数の調整が必要。 トイレは、施設内に4箇所あり。								

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

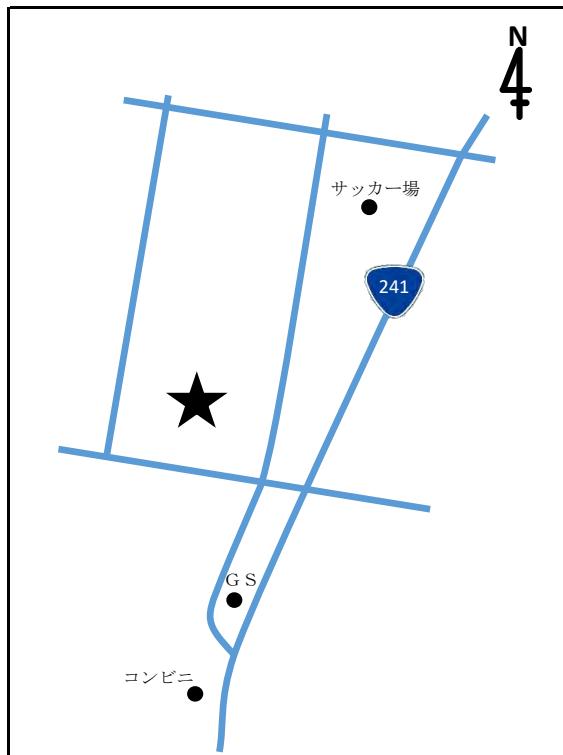
決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

No. 4 宿営場所（ホテル等を除く）

別表第4-4

名称 士幌町農村運動公園

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

住所	士幌町字士幌西2線148								
管理者	士幌町			連絡先	01564-5-4733 (士幌町総合研修センター)				
所有者	士幌町農業協同組合					FAX	01564-5-4734		
面積	56,200		m ²	普通車受入れ台数		100	台	大型車両受入れ台数	100 台
収容人数	300 人		屋内・屋外	水道設備		有・無	地盤面の状況		アスファルト
トイレ	1箇所		入浴施設	有・無		炊事施設	有・無		
協定締結	締結済・未締定				避難所として使用有無			有・無	
耐震性能	耐震・免振・その他・なし				ハザードマップの警戒区域該当			有・無	
【備考】	受入れ台数は、普通車100台、大型車100台の両方の車種を同時受入れ可能（普通車のみの場合200台駐車可能）。宿営スペースにあるリンクについては宿営不可。								

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

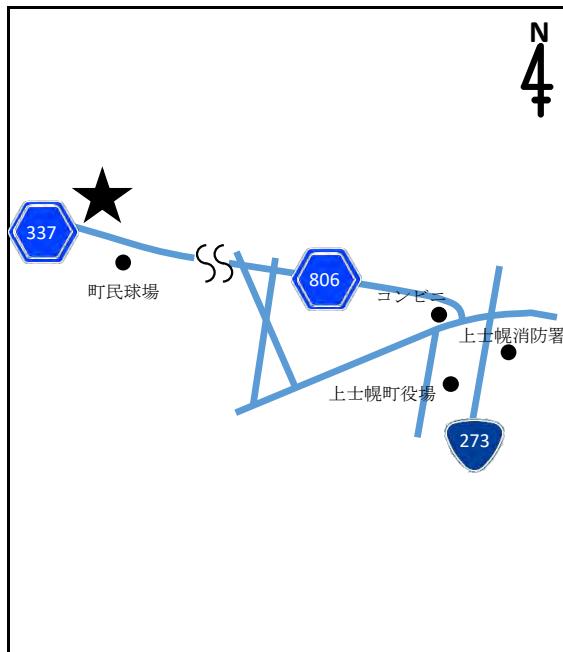
決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとめて宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

No. 5 宿営場所（ホテル等を除く）

別表第4-5

名称 上士幌町航空公園

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

住所	上士幌町字上士幌基線242番地								
管理者	上士幌町建設課			連絡先	01564-2-2111 (役場代表)				
所有者	北海道					FAX	01564-2-4637		
面積	36,467		m ²	普通車受入れ台数			300	台	大型車両受入れ台数
収容人数	12,100	人	屋内・屋外	水道設備		(有)・無	地盤面の状況		芝・アスファルト
トイレ	1	箇所	入浴施設	有・無		炊事施設	(有)・無		
協定締結	締結済・未協定				避難所として使用有無			有・無	
耐震性能	耐震・免振・その他・なし				ハザードマップの警戒区域該当			(有)・無	
【備考】	宿営場所利用確認は、上士幌町建設課に確認。 受入れ台数は、普通車のみの場合300台、大型車のみの場合150台駐車可能。両方の車種を受入れる場合は、上記受入れ台数の調整が必要。								

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

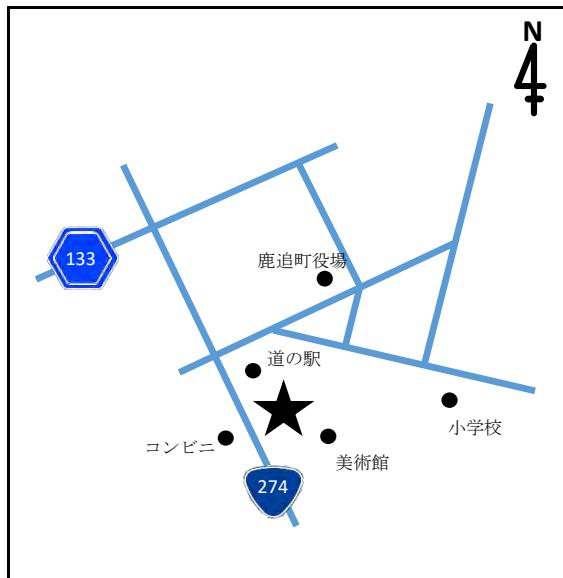
決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

No. 6 宿営場所（ホテル等を除く）

別表第4-6

名称 千の公園駐車場

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

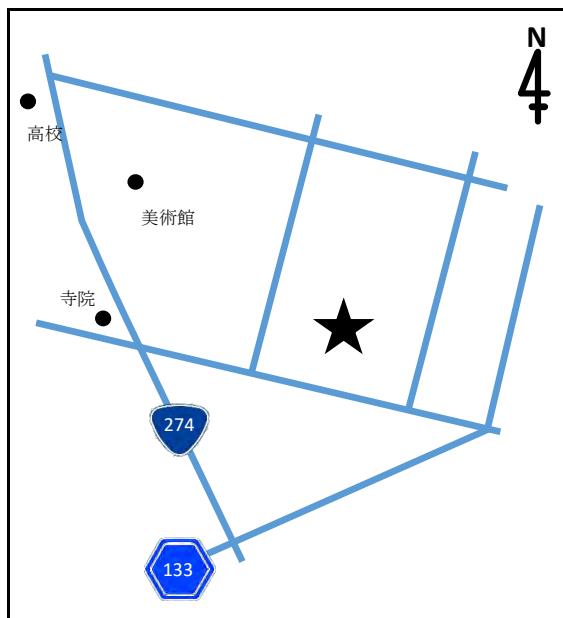
住所	鹿追町東町3丁目													
管理者	鹿追町長			連絡先	0156-66-2311 (役場代表)									
所有者	鹿追町役場			FAX	0156-66-1020									
面積	14,554	m ²	普通車受入れ台数		179	台	大型車両受入れ台数		44	台				
収容人数	4,851	人	屋内	・	屋外	水道設備	(有)	・	(無)	地盤面の状況	アスファルト			
トイレ	1	箇所	入浴施設		有	・	(無)	炊事施設	有	・	(無)			
協定締結	締結済				・	未協定	避難所として使用有無			(有)・無				
耐震性能	耐震				・	免振	・	その他	・	なし	ハザードマップの警戒区域該当	有	・	(無)
【備考】	宿営場所利用確認は、鹿追町建設水道課に確認。 受入れ台数は、普通車のみの場合179台、大型車のみの場合44台駐車可能。両方の車種を受入れる場合は、上記受入れ台数の調整が必要。 駐車スペースと宿営スペースが同一のため、宿営スペースの範囲次第で、駐車スペースの範囲が狭くなるため、上記受入れ台数の調整が必要。													

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

名称 中央公園

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目									
住所	鹿追町仲町1丁目32番地								
管理者	鹿追町長			連絡先	0156-66-2311 (役場代表)				
所有者	鹿追町役場					FAX	0156-66-1020		
面積	16,243	m ²	普通車受入れ台数	60	台	大型車両受入れ台数	15	台	
収容人数	5,414	人	屋内・屋外	水道設備	(有)・無	地盤面の状況	芝		
トイレ	1	箇所	入浴施設	有・無	炊事施設	有・無			
協定締結	締結済・未協定			避難所として使用有無			(有)・無		
耐震性能	耐震・免振・その他・なし			ハザードマップの警戒区域該当			有・無		
【備考】	宿営場所利用確認は、鹿追町総務課に確認。 水道設備及びトイレは冬季使用不可。 受入れ台数は、普通車のみの場合60台、大型車のみの場合15台駐車可能。両方の車種を受入れる場合は、上記受入れ台数の調整が必要。								

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

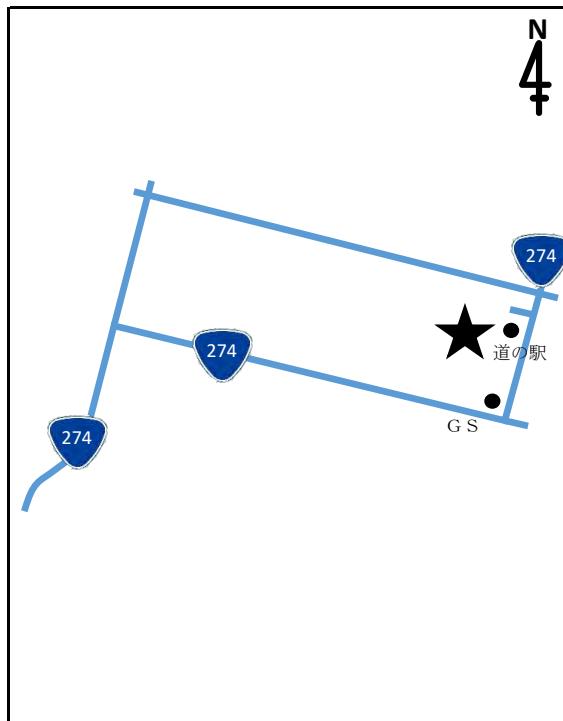
決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

No. 8 宿営場所（ホテル等を除く）

別表第4-8

名称 鹿追町ライディングパーク

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目										
住所	鹿追町瓜幕西3丁目									
管理者	鹿追町長			連絡先	0156-67-2111 (鹿追町瓜幕支所代表)					
所有者	鹿追町役場					FAX	0156-67-2112			
面積	5,092	m ²	普通車受入れ台数	92	台	大型車両受入れ台数	23	台		
収容人数	1,697	人	屋内・屋外	水道設備	(有・無)	地盤面の状況	アスファルト・芝			
トイレ	1	箇所	入浴施設	有・無	炊事施設	有・無				
協定締結	締結済・未協定			避難所として使用有無			有・無			
耐震性能	耐震・免振・その他・なし					ハザードマップの警戒区域該当	有・無			
【備考】	宿営場所利用確認は、鹿追町瓜幕支所に確認。 受入れ台数は、普通車のみの場合92台、大型車のみの場合23台駐車可能。両方の車種を受入れる場合は、上記受入れ台数の調整が必要。									

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

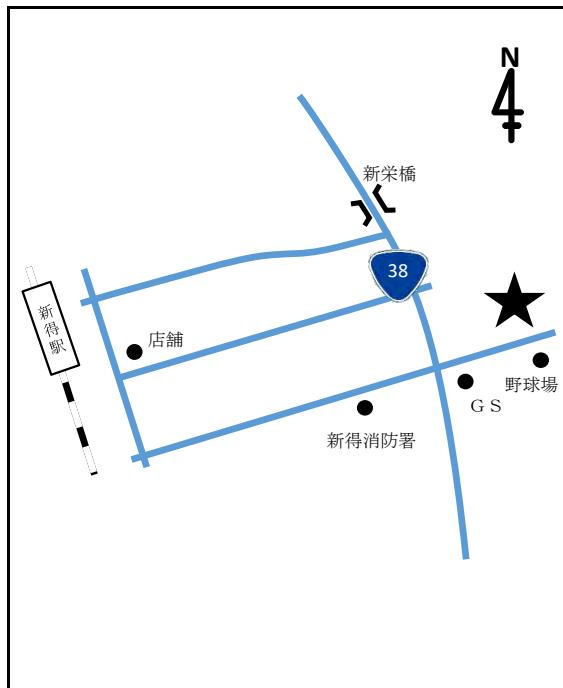
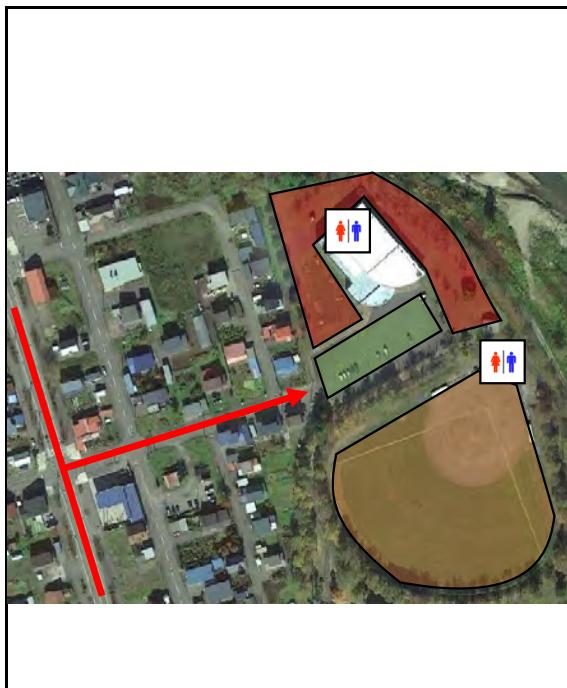
決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

No. 9 宿営場所（ホテル等を除く）

別表第4-9

名称 新得町営温水プール駐車場

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

住所	新得町5条南2丁目64									
管理者	新得町役場			連絡先	0156-64-5111 (役場代表)					
所有者	新得町役場					FAX	0156-64-4013			
面積	2,700		m ²	普通車受入れ台数		66	台	大型車両受入れ台数		約20 台
収容人数	900	人	屋内・屋外		水道設備	(有)	無	地盤面の状況		アスファルト
トイレ	2	箇所	入浴施設		(有)	無	炊事施設	(有)・無		
協定締結	締結済・未協定				避難所として使用有無			(有)・無		
耐震性能	(耐)震	免振	その他	なし	ハザードマップの警戒区域該当			(有)・(無)		
【備考】	<p>宿営場所利用確認は、新得町社会教育課に確認。 受入れ台数は、普通車のみの場合66台、大型車のみの場合約20台駐車可能。両方の車種を受入れる場合は、上記受入れ台数の調整が必要。 駐車スペースを宿営スペースとしても利用可能。宿営スペースとして利用する場合は、駐車スペースが狭くなるため、上記受入れ台数の調整が必要。 新得町営温水プールの利用可能。 南側の野球場も宿営スペースとして利用可能（利用時は要確認）。</p>									

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

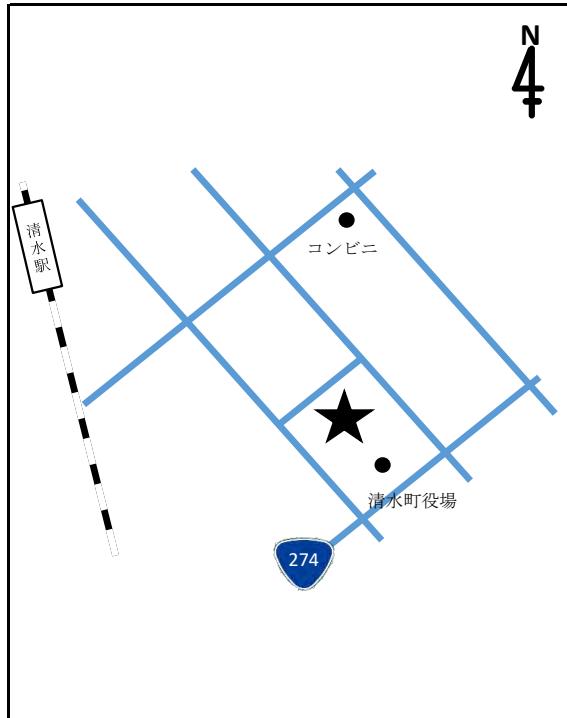
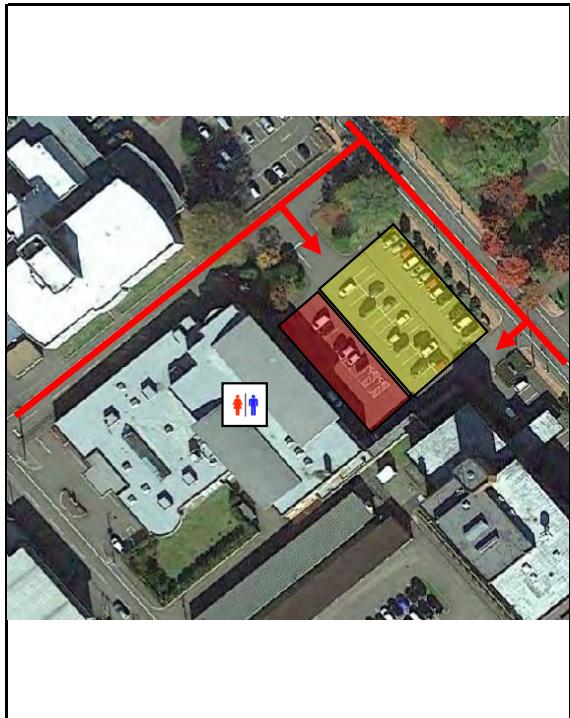
決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

No. 10 宿営場所（ホテル等を除く）

別表第4 - 10

名称 清水町保健福祉センター駐車場

管轄 とかち広域消防局



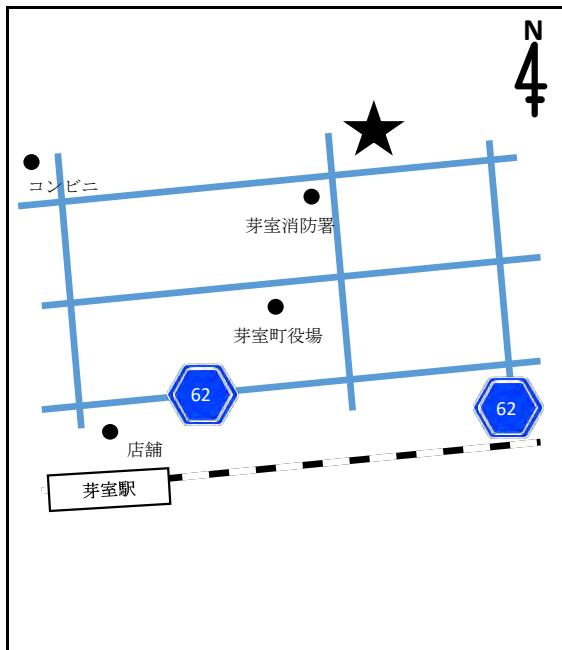
受援計画であらかじめ記入しておく項目									
住所	清水町南3条1丁目								
管理者	清水町長			連絡先	0156-62-2111 (役場代表)				
所有者	清水町長			FAX	0156-62-5116				
面積	1,426	m ²	普通車受入れ台数	10	台	大型車両受入れ台数	10	台	
収容人数	160	人	屋内・屋外	水道設備	(有)・無	地盤面の状況	アスファルト		
トイレ	2	箇所	入浴施設	(有)・無	炊事施設	(有)・無			
協定締結	締結済・未協定			避難所として使用有無			(有)・無		
耐震性能	(耐)震・免振・その他・なし			ハザードマップの警戒区域該当			(有)・無		
【備考】	宿営場所利用確認は、清水町総務課または保健福祉課に確認。 受入れ台数は、普通車10台、大型車10台の両方の車種を同時受入れ可能。 清水町保健福祉センターの利用可能。								

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

名称 防災倉庫北側駐車場及びあいあい公園

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

住所	芽室町東3条4丁目								
管理者	芽室町長			連絡先	0155-62-9721 (役場代表)				
所有者	芽室町					FAX	0155-62-4599		
面積	16,949		m ²	普通車受入れ台数		140	台	大型車両受入れ台数	70 台
収容人数	5,600	人	屋内・屋外	水道設備	有・無	地盤面の状況		芝・砂利・アスファルト	
トイレ	1	箇所	入浴施設	有・無	炊事施設		有・無		
協定締結	締結済・未協定				避難所として使用有無			(有)・無	
耐震性能	耐震・免振・その他・なし				ハザードマップの警戒区域該当			有・無	
【備考】	宿営場所利用確認は、芽室町総務課危機対策係に確認。 受入れ台数は、普通車のみの場合140台、大型車のみの場合70台駐車可能。両方の車種を受入れる場合は、上記受入れ台数の調整が必要。								

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

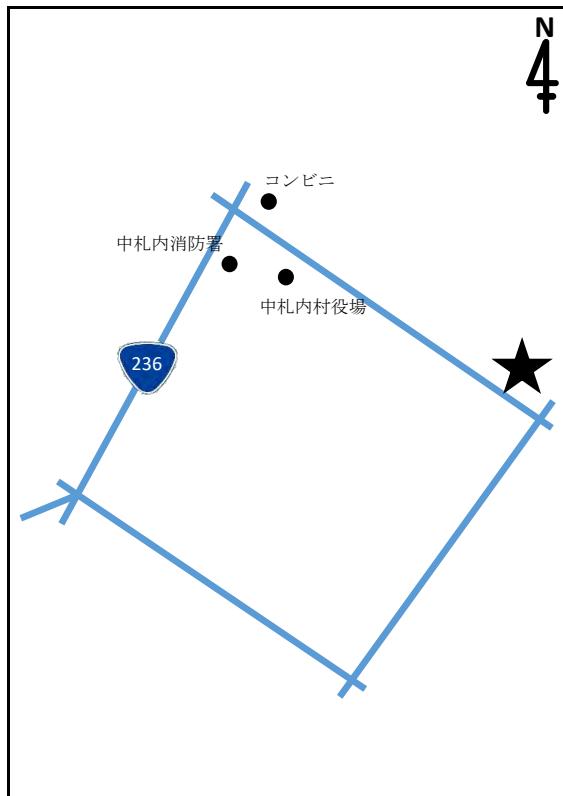
決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

No. 12 宿営場所（ホテル等を除く）

別表第4 - 12

名称 中札内交流の杜

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

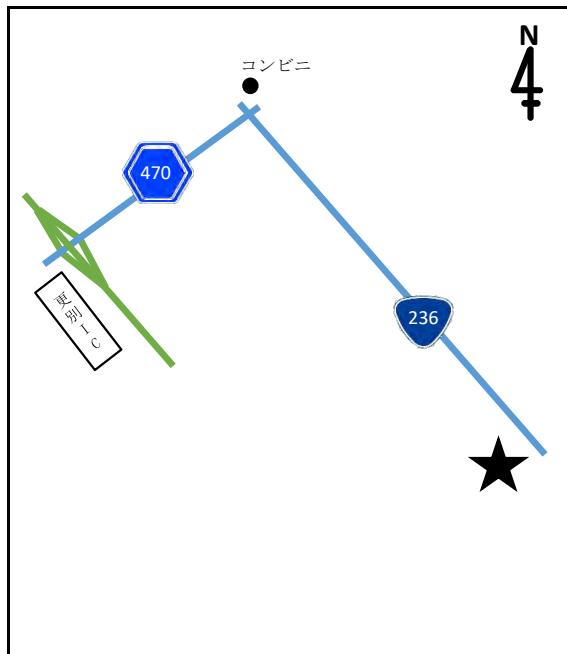
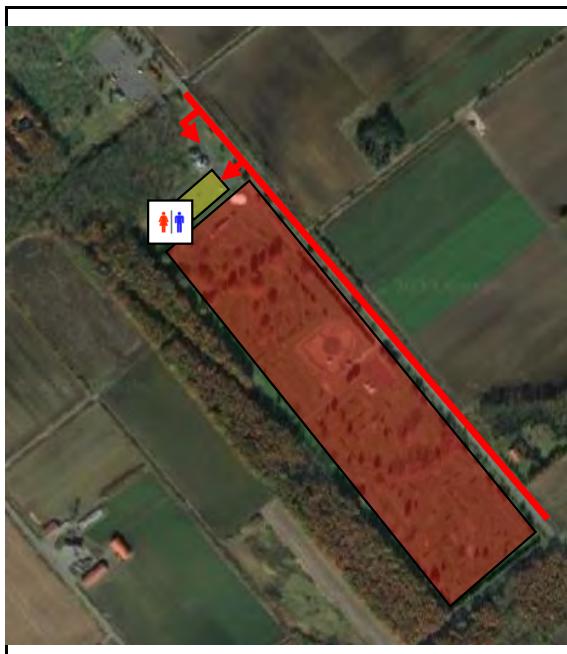
住所	中札内村東4条北1丁目1番地												
管理者	中札内村			連絡先	0155-67-2311 (役場代表)								
所有者	中札内村			FAX	0155-68-3911								
面積	79,115		m ²	普通車受入れ台数		50	台	大型車両受入れ台数	25	台			
収容人数	9,740	人	屋内・屋外		水道設備	(有)・無	地盤面の状況		芝・砂利・アスファルト				
トイレ	5	箇所	入浴施設		(有)・無	炊事施設		(有)・無					
協定締結	締結済・未協定				避難所として使用有無			(有)・無					
耐震性能	耐震・免振・その他・なし				ハザードマップの警戒区域該当			有・無					
【備考】	宿営場所利用確認は、中札内村教育委員会に確認。 中札内交流の杜施設内に220人、屋外に9,520収容可能。 指定管理者：株式会社ユービック 受入れ台数は普通車のみの場合50台、大型車のみの場合25台駐車可能。両方の車種を受入れる場合は、上記受入れ台数の調整が必要。 トイレは、施設内に5箇所あり。												

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

名称 どんぐり公園プラムカントリーパークゴルフ場

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目											
住所	更別村南 5 線95番地 1										
管理者	更別村産業課ふるさと館			連絡先	0155-52-2211 (役場代表)						
所有者	更別村										
面積	27, 300		m ²	普通車受入れ台数		30	台	大型車両受入れ台数	0 台		
収容人数	9, 100	人	屋内・屋外	水道設備	(有)・無	地盤面の状況		芝・アスファルト			
トイレ	1	箇所	入浴施設	有・無	炊事施設		有・無				
協定締結	締結済・未協定			避難所として使用有無			有・無				
耐震性能	耐震・免振・その他・なし			ハザードマップの警戒区域該当			有・無				
【備考】	宿営場所利用確認は、更別村産業課ふるさと館に確認。 大型車の受入れは不可。										

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

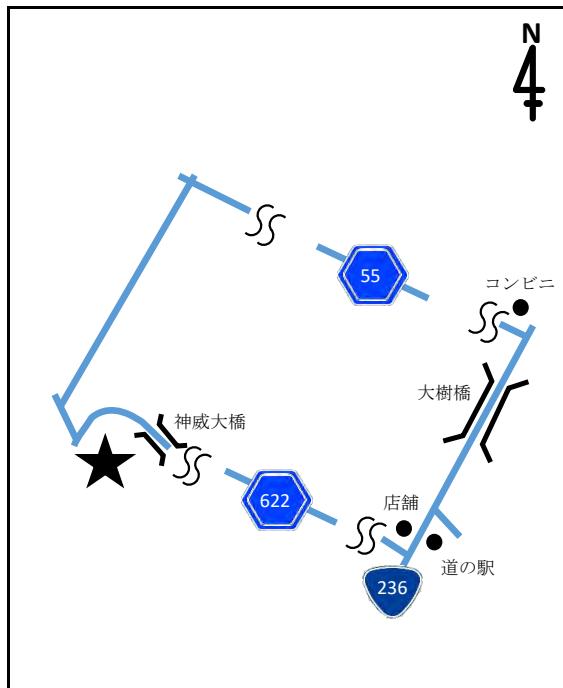
決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

No. 14 宿営場所（ホテル等を除く）

別表第4 - 14

名称 カムイコタン公園キャンプ場

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

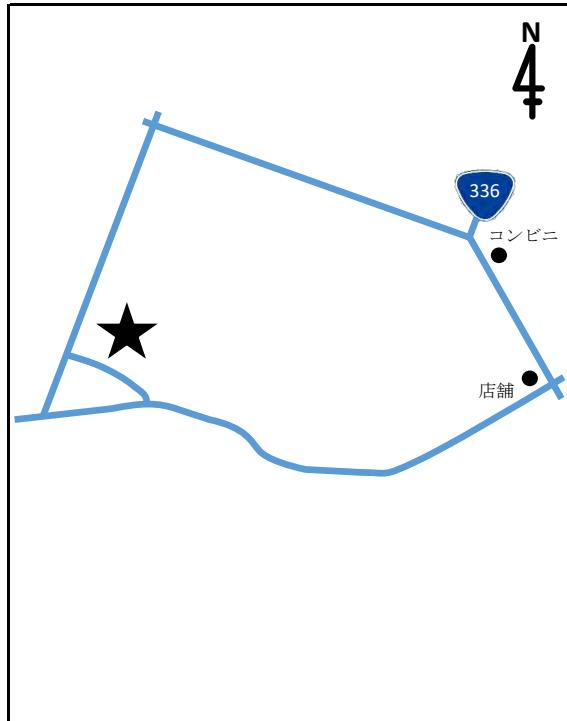
住所	大樹町尾田218番地 3地先											
管理者	大樹町長			連絡先	0155-6-2111 (役場代表)							
所有者	大樹町			FAX	0155-6-2495							
面積	17,500		m ²	普通車受入れ台数		68	台	大型車両受入れ台数		6 台		
収容人数	5,800	人	屋内・屋外		水道設備	(有)	・無	地盤面の状況		芝・砂利・アスファルト		
トイレ	2	箇所	入浴施設		有	・(無)	炊事施設	(有)	・無			
協定締結	締結済・未協定				避難所として使用有無			(有)	・無			
耐震性能	耐震・免振・その他・なし				ハザードマップの警戒区域該当			有	・(無)			
【備考】	宿営場所利用確認は、大樹町商工観光課に確認。 受入れ台数は、普通車68台、大型車6台の両方の車種を同時受入れ可能（大型車は中央駐車場のみ受入れ可能）。											

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

名称 コミュニティグリーンパーク

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目										
住所	広尾町白樺通南1丁目									
管理者	広尾町教育委員会			連絡先	01558-2-2111 (役場代表)					
所有者	広尾町					FAX	01558-2-4933			
面積	46,906	m ²	普通車受入れ台数	200	台	大型車両受入れ台数	100	台		
収容人数	15,600	人	屋内・屋外	水道設備	(有・無)	地盤面の状況	芝・土・アスファルト			
トイレ	1	箇所	入浴施設	有・無	炊事施設	有・無				
協定締結	締結済・未協定			避難所として使用有無			(有・無)			
耐震性能	耐震・免振・その他・なし					ハザードマップの警戒区域該当	有・無			
【備考】	宿営場所利用確認は、広尾町教育委員会に確認。 受け入れ台数は普通車のみの場合200台、大型車のみの場合100台駐車可能。両方の車種を受入れる場合は、上記受け入れ台数の調整が必要。									

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

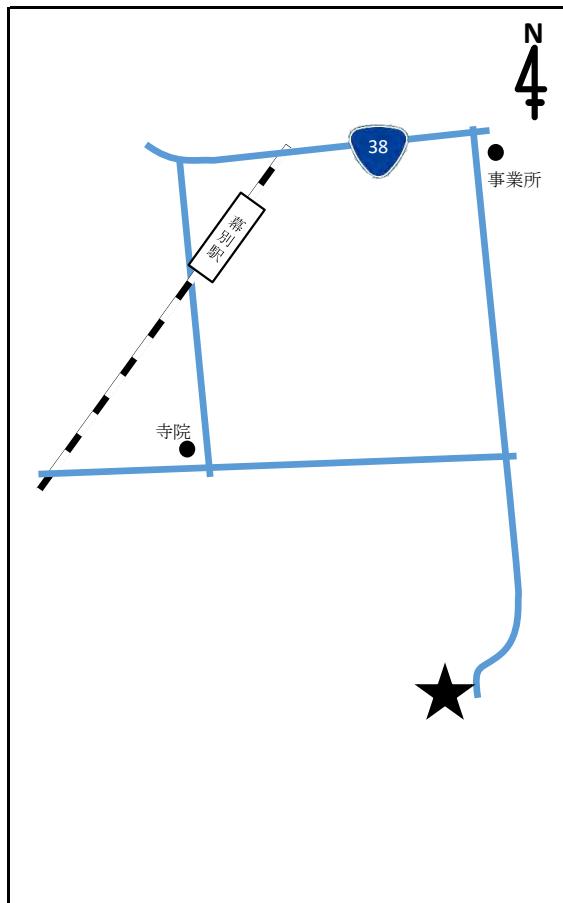
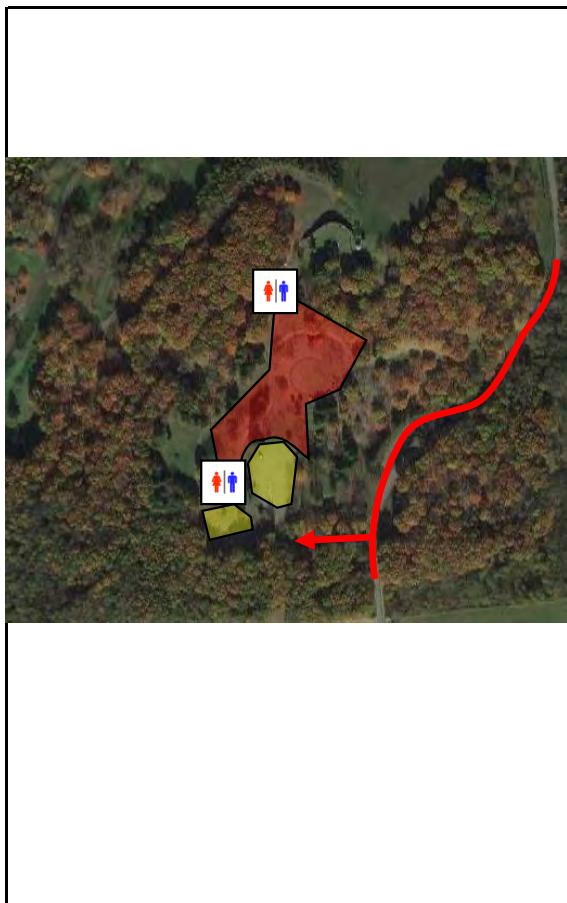
決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

No. 16 宿営場所（ホテル等を除く）

別表第4 - 16

名称 明野ヶ丘公園

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

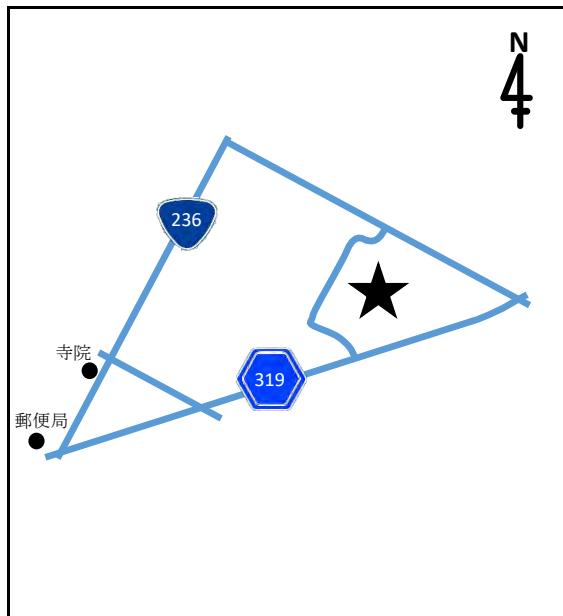
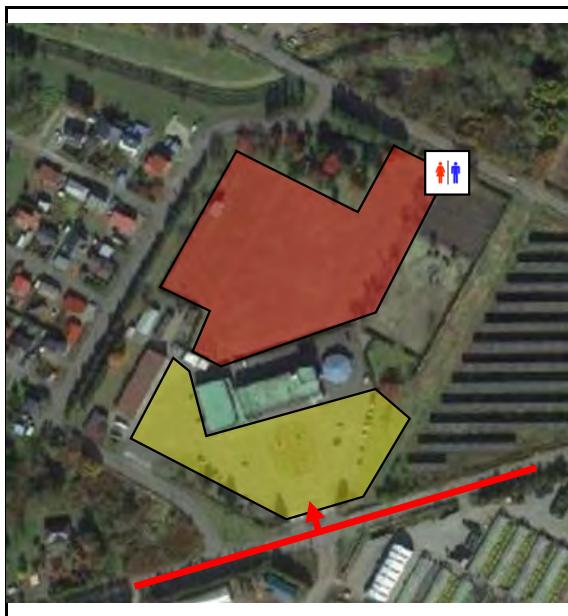
住所	幕別町字明野496番地の20													
管理者	幕別町建設部土木課			連絡先	0155-54-2211 (役場代表)									
所有者	幕別町			FAX	0155-54-3611									
面積	250, 339	m ²	普通車受入れ台数		130	台	大型車両受入れ台数	30	台					
収容人数	83, 400	人	屋内	・	屋外	水道設備	有	・	無	地盤面の状況	芝、砂利、土、アスファルト			
トイレ	2	箇所	入浴施設		有	・	無	炊事施設	有	・	無			
協定締結	締結済				・	未協定	避難所として使用有無				有	・	無	
耐震性能	耐震				・	免振	・	その他	・	なし	ハザードマップの警戒区域該当	有	・	無
【備考】	宿営場所利用確認は、幕別町建設部土木課に確認。 受入れ台数は、普通車130台、大型車30台の両方の車種を同時受入れ可能。													

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

名称 忠類公園

管轄 とかち広域消防局



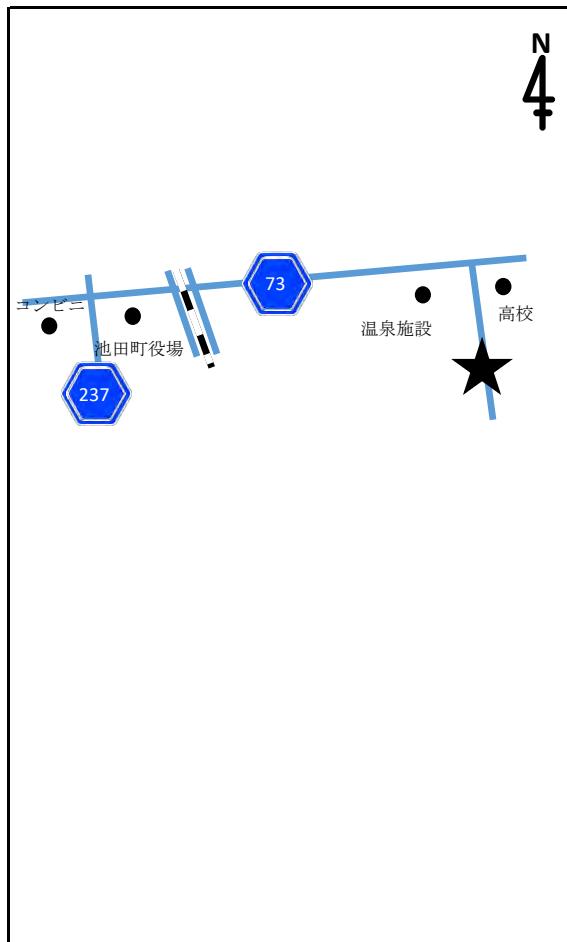
受援計画であらかじめ記入しておく項目									
住所	幕別町忠類錦町439-1								
管理者	幕別町忠類総合支所経済建設課			連絡先	01558-8-2111 (幕別町忠類総合支所代表)				
所有者	幕別町忠類総合支所経済建設課					FAX	01558-8-2511		
面積	25,400	m ²	普通車受入れ台数	55	台	大型車両受入れ台数	10	台	
収容人数	8,400	人	屋内・屋外	水道設備	(有)・無	地盤面の状況	芝		
トイレ	1	箇所	入浴施設	有	(無)	炊事施設	(有)	・無	
協定締結	締結済・未協定			避難所として使用有無			(有)	・無	
耐震性能	耐震・免振・その他・なし			ハザードマップの警戒区域該当			(有)	・無	
【備考】	宿営場所利用確認は、幕別町忠類総合支所経済建設課に確認。 受入れ台数は、普通車55台、大型車10台の両方の車種を同時受入れ可能。								

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域がいであるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

名称 池田町パークゴルフ場

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

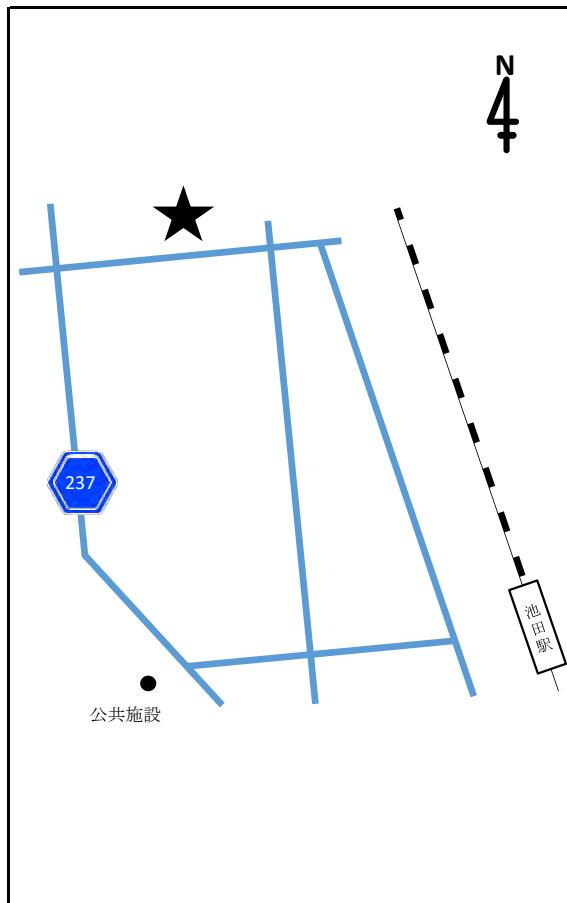
住所	池田町字清見ヶ丘											
管理者	池田町長			連絡先	015-572-3111 (役場代表)							
所有者	池田町			FAX	015-572-5158							
面積	27,580		m ²	普通車受入れ台数		200	台	大型車両受入れ台数		50 台		
収容人数	9,100	人	屋内・屋外		水道設備	有	・ 無	地盤面の状況		芝		
トイレ	1	箇所	入浴施設		有	・ 無	炊事施設	有	・ 無			
協定締結	締結済・未協定				避難所として使用有無			有	・ 無			
耐震性能	耐震・免振・その他・なし				ハザードマップの警戒区域該当			有	・ 無			
【備考】	宿営場所利用確認は、池田町総務課に確認。 受入れ台数は普通車のみの場合200台、大型車のみの場合50台駐車可能。両方の車種を受入れる場合は、上記受入れ台数の調整が必要。											

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

名称 池田中央公園

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

住所	池田町字西1条4丁目								
管理者	池田町長			連絡先	015-572-3111 (役場代表)				
所有者	池田町			FAX	015-572-5158				
面積	1,700		m ²	普通車受入れ台数		20	台	大型車両受入れ台数	5 台
収容人数	500	人	屋内・屋外		水道設備	(有)・無	地盤面の状況		芝
トイレ	1	箇所	入浴施設		有・無	炊事施設	有・無		
協定締結	締結済・未協定			避難所として使用有無			(有)・無		
耐震性能	耐震・免振・その他・なし			ハザードマップの警戒区域該当			(有)・無		
【備考】	宿営場所利用確認は、池田町総務課に確認。 受入れ台数は普通車のみの場合20台、大型車のみの場合5台駐車可能。両方の車種を受入れる場合は、上記受入れ台数の調整が必要。								

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

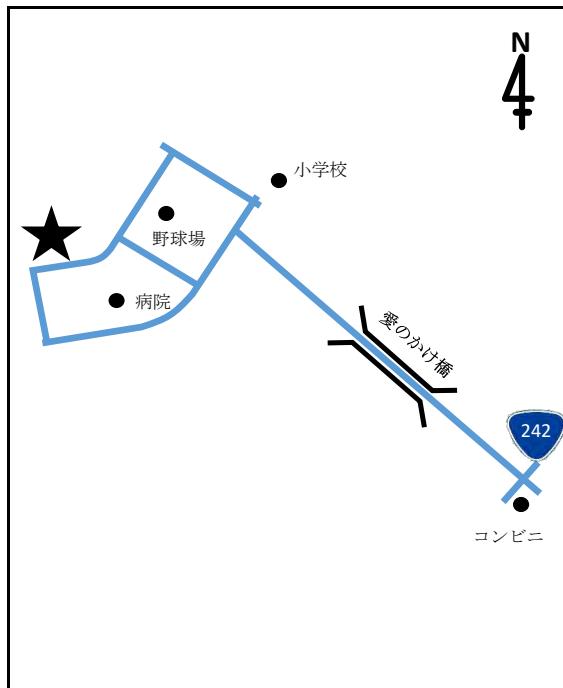
決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

No. 20 宿営場所（ホテル等を除く）

別表第4 - 20

名称 太陽の丘多目的広場

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

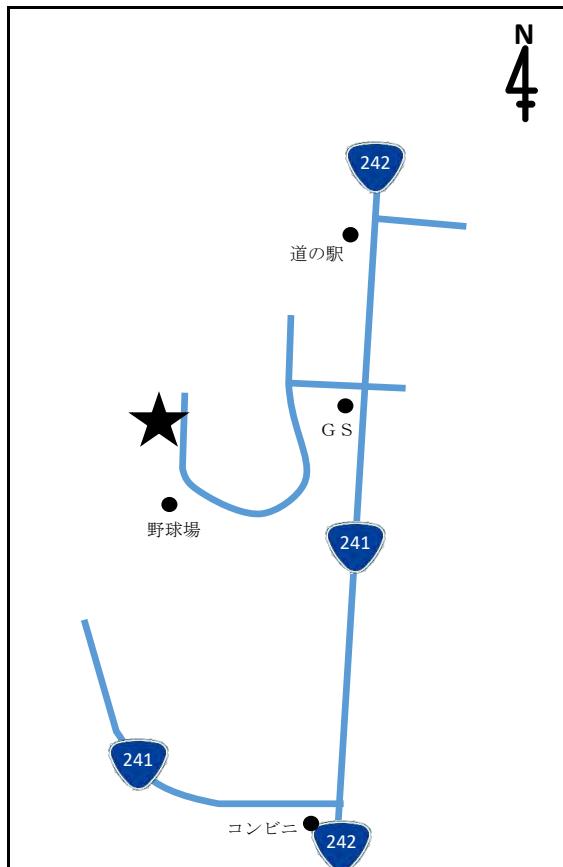
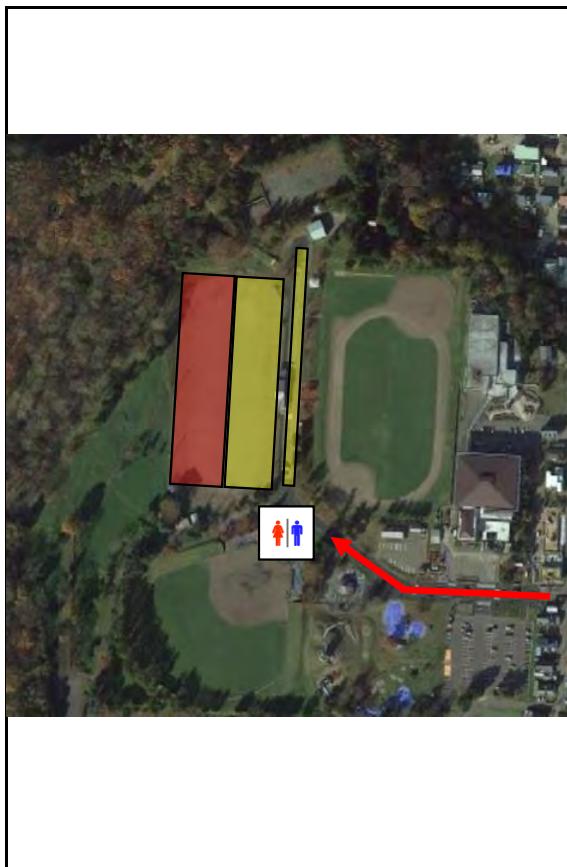
住所	本別町西美里別10番地の1										
管理者	本別町教育委員会			連絡先	0156-22-2141 (役場代表)						
所有者	本別町役場			FAX	0156-22-3237						
面積	15,000	m ²	普通車受入れ台数	40	台	大型車両受入れ台数	20	台			
収容人数	3,000	人	屋内・屋外	水道設備	有・無	地盤面の状況	芝				
トイレ	1	箇所	入浴施設	有・無	炊事施設	有・無					
協定締結	締結済・未協定			避難所として使用有無			有・無				
耐震性能	耐震・免振・その他・なし			ハザードマップの警戒区域該当			有・無				
【備考】	宿営場所利用確認は、本別町教育委員会に確認。 受入れ台数は、普通車40台、大型車20台の両方の車種を同時受入れ可能。										

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

名称 足寄町陸上競技場

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

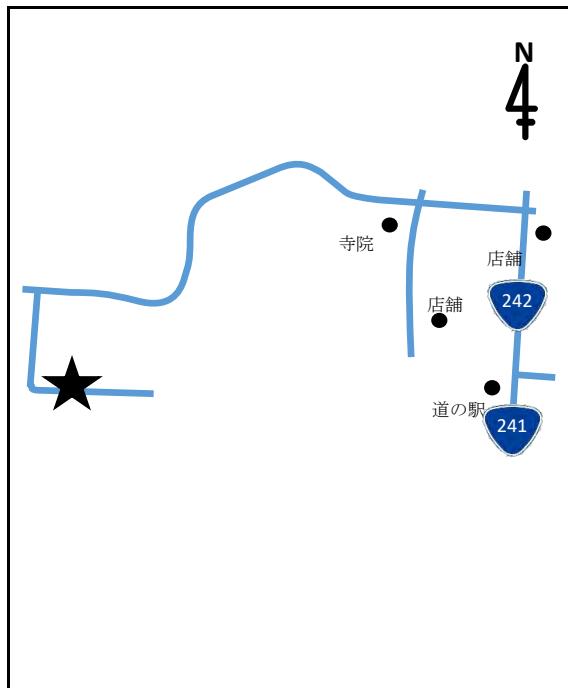
住所	足寄町里見が丘7番地								
管理者	足寄町長			連絡先	0156-25-2141 (役場代表)				
所有者	足寄町長			FAX	0156-25-2488				
面積	22,000		m ²	普通車受入れ台数		50	台	大型車両受入れ台数	78 台
収容人数	448	人	屋内・屋外	水道設備		有・無	地盤面の状況		芝・土
トイレ	1	箇所	入浴施設	有・無		炊事施設	有・無		
協定締結	締結済・未協定				避難所として使用有無			有・無	
耐震性能	耐震・免振・その他・なし				ハザードマップの警戒区域該当			有・無	
【備考】	宿営場所利用確認は、足寄町総務課に確認。 受入れ台数は、普通車50台、大型車78台の両方の車種を同時受入れ可能。								

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

名称 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

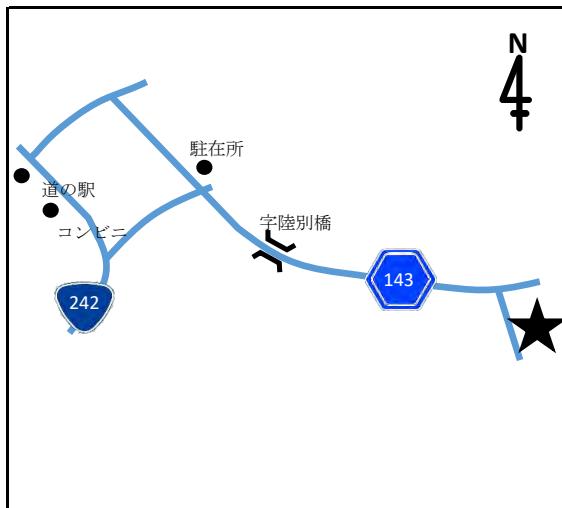
住所	足寄町常盤3番地							
管理者	株式会社モト代表取締役			連絡先	0156-25-2141 (役場代表)			
所有者	北海道知事				FAX	0156-25-2488		
面積	11,652		m ²	普通車受入れ台数		20	台	大型車両受入れ台数
収容人数	1,255人		屋内・屋外	水道設備		(有)・無	地盤面の状況	
トイレ	8箇所		入浴施設	(有)・無		炊事施設	(有)・無	
協定締結	締結済・未協定				避難所として使用有無		有	無
耐震性能	(耐)震・免振・その他・なし				ハザードマップの警戒区域該当		有	無
【備考】	受入れ台数は、普通車20台、大型車15台の両方の車種を同時受入れ可能。 トイレは、施設内に8箇所あります。							

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとめて宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

名称 陸別町イベント広場

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

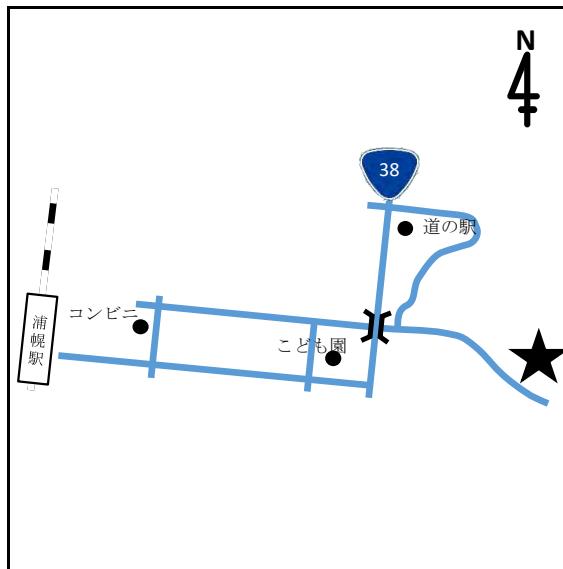
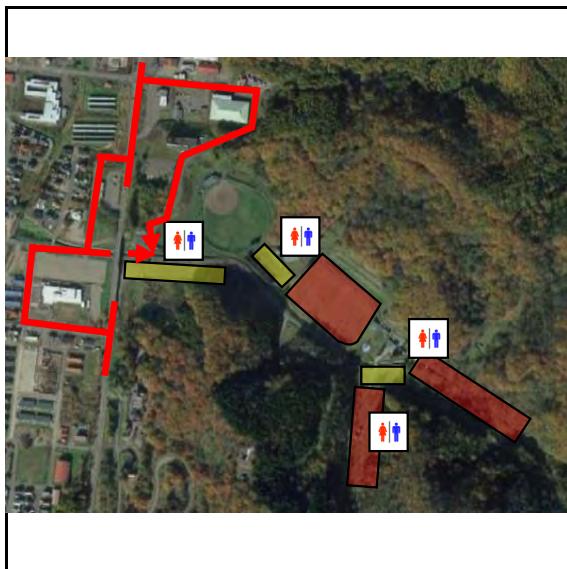
住所	陸別町字陸別71番地									
管理者	陸別町長			連絡先	0156-27-2141 (役場代表)					
所有者	陸別町			FAX	0156-27-2797					
面積	26,500		m ²	普通車受入れ台数		15	台	大型車両受入れ台数		5 台
収容人数	8,881	人	屋内・屋外	水道設備		有	無	地盤面の状況		芝・砂利
トイレ	2	箇所	入浴施設	有	無	炊事施設		有	無	
協定締結	締結済・未協定			避難所として使用有無			有	無		
耐震性能	耐震・免振・その他・なし	ハザードマップの警戒区域該当				有	無			
【備考】	宿営場所利用確認は、陸別町産業振興課に確認。 受入れ台数は、普通車15台、大型車5台の両方の車種を同時受入れ可能。 陸別町イベント広場施設内に81人、屋外に8,800人収容可能。 広場東側の草地は軽斜面。 北側の空地も宿営スペース及び駐車スペースとして利用可能（利用時は要確認）。 ハザードマップの警戒区域 施設は該当有、広場は該当無。 トイレは、屋外に2箇所（同一場所）あり。									

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

名称 うらほろ森林公园

管轄 とかち広域消防局



受援計画であらかじめ記入しておく項目

住所	浦幌町字東山町14番地1							
管理者	(有)レアス			連絡先	015-576-2111 (役場代表)			
所有者	浦幌町				FAX	015-576-2519		
面積	21,300		m ²	普通車受入れ台数		350	台	大型車両受入れ台数
収容人数	7,100		人	屋内・屋外		水道設備	(有)・無	地盤面の状況
トイレ	4		箇所	入浴施設		有・無	炊事施設	(有)・無
協定締結	締結済・未協定				避難所として使用有無			有・無
耐震性能	耐震・免振・その他・なし				ハザードマップの警戒区域該当			(有)・無
【備考】	宿営場所利用確認は、浦幌町総務課に確認。 受入れ台数は、普通車のみの場合350台、大型車のみの場合200台駐車可能。両方の車種を受入れる場合は、上記受入れ台数の調整が必要。 ハザードマップの警戒区域 公園内的一部分が該当有。							

以下、発災時に消防応援活動調整本部が使用する欄

決定するためのチェックリスト		チェック欄
1	発災当日の使用が可能か。	
2	被災者と共に用する場かどうか。	
3	1つの都道府県大隊がまとまって宿営できるか。	
4	活動現場から1時間以内の場所であるか。	
5	二次災害の危険性はないか。（地震災害のときは耐震性能がある施設がどうか。）	
6	二次災害の危険性はないか。（現在起こっている災害のハザードマップの警戒区域外であるか。）	
7	他機関（自衛隊、警察等）が使用していないか。	

指揮本部員等派遣先

※太枠中は決定次第、記録すること

派遣先・担当業務	派遣期間	優先 派遣先	派遣調整 責任者	担当所属	派遣者 氏名	派遣者 連絡先	派遣決定 時間	移動手段 使用車両	携行品	派遣人員（目安）
指揮支援隊 送迎員 ・ヘリ離着陸場から指揮支援本部までの送迎	ヘリ輸送による到着時のみ	優先	消防救助課長	消防局全課					・携帯電話 ・消防無線（携帯型） ・誘導棒	1～2人派遣
北海道調整本部 リエゾン ・調整本部の運営 ・活動状況の共有 ・指揮本部との連絡調整 ・関係機関との調整	応援等要請から調整本部廃止まで (24時間派遣)	優先							・携帯電話 ・北海道、消防局受援計画 ・管内地図 ・P C ・ベスト（所属名入り）	1～2人派遣
市町村災害対策本部 リエゾン ・市町村災害対策本部の運営 ・活動状況の共有 ・指揮本部との連絡調整 ・関係機関との調整	市町村災害対策本部設置後から活動終了まで (24時間派遣)	優先							・携帯電話 ・消防無線（携帯型） ・北海道、消防局受援計画 ・管内地図 ・P C ・ベスト（所属名入り）	1～2人派遣
進出拠点 連絡員 ・隊名、規模、連絡先の確認 ・被害状況伝達 ・活動場所の指示 ・活動場所、宿營場所までの経路伝達	都度								・受付用テント、机 ・携帯電話 ・消防無線（携帯型） ・北海道、消防局受援計画 ・管内地図 ・ベスト（所属名、役割入り） ・誘導棒 ・照明器具 ・カメラ	1～2人派遣
宿營場所 連絡調整員 ・宿營施設との現地調整 ・受入後の施設の説明 ・配置レイアウト案の提示	応援部隊到着前から引揚げまで								・携帯電話 ・消防無線（携帯型） ・北海道、消防局受援計画 ・管内地図、宿營場所見取図 ・ベスト（所属名、役割入り） ・誘導棒 ・照明器具 ・カメラ	1～2人派遣
応援部隊現地指揮所 連絡調整員 ・活動場所までの誘導 ・現地合同調整所との連絡調整 ・応援部隊、関係機関の活動支援 ・情報共有（支援情報共有ツール等） ・地図、資機材の貸出し	各隊活動中		災害現場の 管轄消防署長	災害現場の 管轄消防署					・携帯電話 ・消防無線（携帯型） ・被災現場地図 ・ベスト（所属名、役割入り） ・誘導棒 ・カメラ ・貸出し用地図、資機材	1～2人派遣
救急隊（救急小隊） 連絡調整員 ・現場、搬送先医療機関までの案内 ・搬送先医療機関の選定	各隊活動中								・携帯電話 ・消防無線（携帯型） ・感染防止衣	救急隊（救急小隊）に1人同乗
フォワードベース・ランディング ポイント 安全管理員	都度		管轄消防署長	管轄消防署					・携帯電話 ・消防無線（携帯型） ・誘導棒	航空指揮本部と調整の上、必要に応じて配置

※ 責任者は派遣者を指名し、派遣先・担当業務を管理する。
 ※ 派遣職員の交代要員は、適宜調整を行うものとする。

無線通信運用体制

1 使用無線一覧

対象範囲	使用無線チャンネル	備考
調整本部 市町村災害対策本部 指揮本部		地域衛星通信ネットワーク 北海道総合行政情報ネットワーク
調整本部 指揮本部 指揮支援本部 緊急消防援助隊各大隊本部 緊急消防援助隊各部隊の指揮隊	統制波1	【無線統制】指揮支援部隊長 ※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから使用波を指定する。
道内応援隊各隊間	主運用波4 ※北海道に割り当てられた 主運用波	【無線統制】道内応援隊の代表者 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
緊急消防援助隊各隊間	主運用波○ ※都道府県ごとに指定された 主運用波	【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長 ※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。
各隊員相互	活動波及び署活動用無線	緊急消防援助隊は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。

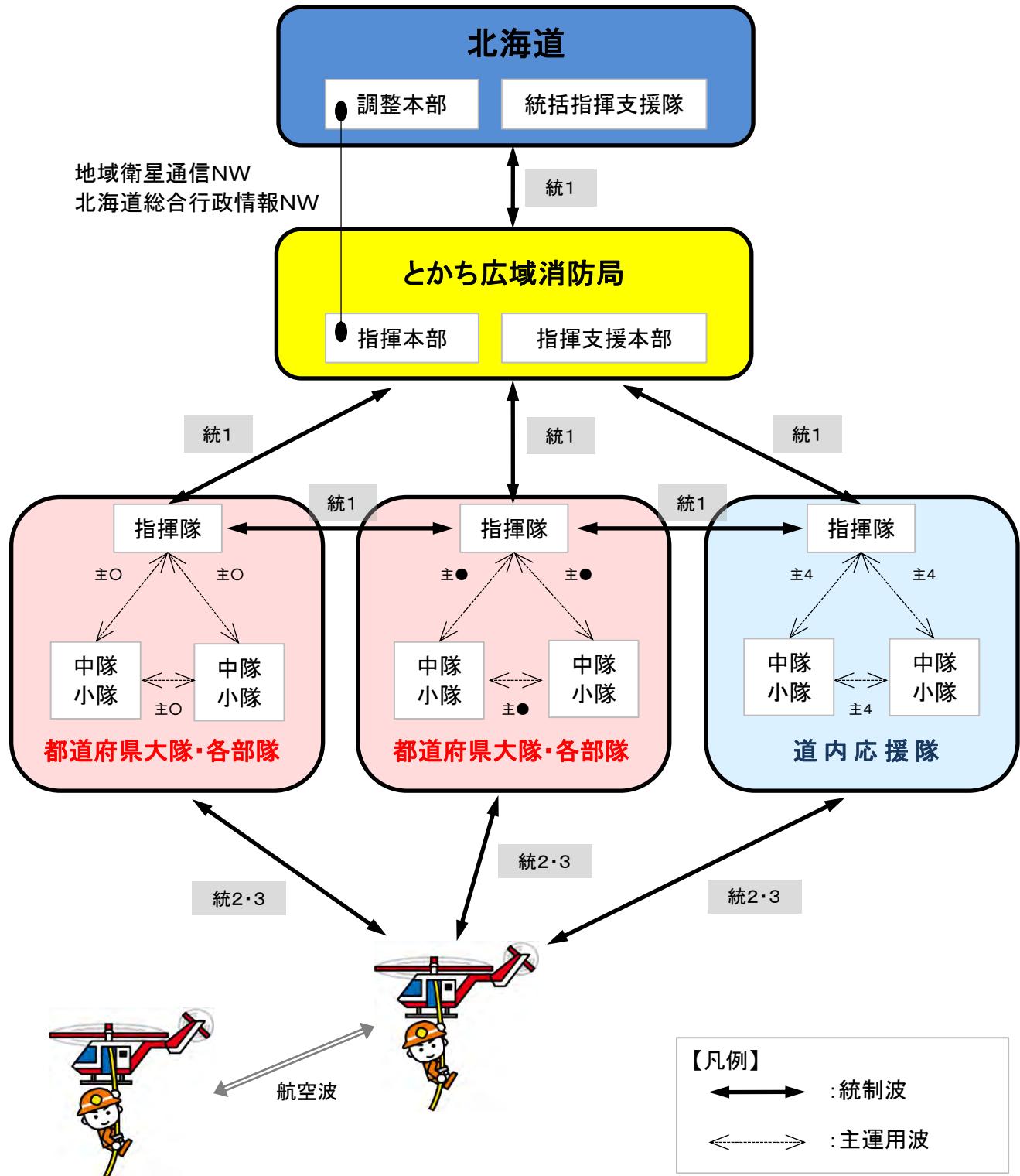
※ 通信は必要最小限にとどめるものとする。

2 とかち広域消防局 署活動用無線周波数一覧 (実際に使用している周波数のみ記載)

周波数名称	G1	G2	G3	G4	G5	G6	G7	G8	G9	G10	G11	G12	G13	G14	G15	G16	G17
使用状況						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
備考						帶広・士幌		上士幌・幕別		音更・新得・更別・足寄	音更・新得・更別・足寄	芽室・池田	芽室・池田	鹿追・豊頃	鹿追・豊頃		

※ 指揮者又は災害現場の管轄消防署長は、必要に応じて緊急消防援助隊各大隊・各部隊の隊長と使用する周波数の調整を行うこと。

<無線運用イメージ図>



消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況

消防局管轄を覆域としている基地局名称・住所・座標	送信出力	統制波の切替方式	基地局折り返し機能の起動方法	当該基地局を直接遠隔操作できる場所・連絡先	調整本部接続機能		
					直接接続の可否	指令センター経由での接続	指令センター名称・連絡先
帯広消防 帯広市西6条南6丁目3-1 N 42° 55' 30" E 143° 11' 42"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター(0155-26-9126) 音更消防署(0155-30-3322) 清水消防署(0156-62-2519) 芽室消防署(0155-62-2821)	○	○	とかち消防 指令センター(0155-26-9126)
士幌消防 士幌町字士幌西2線161 N 43° 09' 58" E 143° 14' 45"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター(0155-26-9126) 士幌消防署(01564-5-2323) 上士幌消防署(01564-2-2519)	○	○	とかち消防 指令センター(0155-26-9126)
糠平消防 上士幌町字ぬかびら源泉郷南区14 N 43° 21' 52" E 143° 11' 32"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター(0155-26-9126) 上士幌消防署(01564-2-2519)	○	○	とかち消防 指令センター(0155-26-9126)
新得中継所 新得町字新得9-1 N 43° 05' 30" E 142° 49' 18"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター(0155-26-9126) 音更消防署(0155-30-3322) 鹿追消防署(0156-66-2201) 新得消防署(0156-64-5103) 清水消防署(0156-62-2519) 芽室消防署(0155-62-2821)	○	○	とかち消防 指令センター(0155-26-9126)
広尾消防 広尾町並木通東4丁目4 N 42° 18' 27" E 143° 19' 11"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター(0155-26-9126) 広尾消防署(01558-2-2730)	○	○	とかち消防 指令センター(0155-26-9126)
尾張中継所 広尾町有林145林班36小班 N 42° 25' 48" E 143° 20' 57"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター(0155-26-9126) 広尾消防署(01558-2-2730)	○	○	とかち消防 指令センター(0155-26-9126)
日新中継所 幕別町字日新32 N 42° 49' 58" E 143° 15' 26"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター(0155-26-9126) 幕別消防署(0155-54-2434) 中札内消防署(0155-67-2111)	○	○	とかち消防 指令センター(0155-26-9126)
忠類中継所 幕別町忠類東宝 N 42° 33' 29" E 143° 18' 51"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター(0155-26-9126) 幕別消防署(0155-54-2434) 豊頃消防署(015-574-2310) 大樹消防署(01558-6-2199) 更別消防署(0155-52-2201)	○	○	とかち消防 指令センター(0155-26-9126)
池田消防 池田町字西2条11丁目1-12 N 42° 56' 16" E 143° 26' 49"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター(0155-26-9126) 池田消防署(015-572-3119) 幕別消防署(0155-54-2434)	○	○	とかち消防 指令センター(0155-26-9126)

消防局管轄を覆域としている基地局名称・住所・座標	送信出力	統制波の切替方式	基地局折り返し機能の起動方法	当該基地局を直接遠隔操作できる場所・連絡先	調整本部接続機能		
					直接接続の可否	指令センター経由での接続	指令センター名称・連絡先
糠内分遣所 幕別町糠内五位349-9 N 42° 46' 53" E 143° 19' 37"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター (0155-26-9126) 幕別消防署 (0155-54-2434)	○	○	とかち消防 指令センター (0155-26-9126)
高島中継所 池田町字高島39-4 N 43° 01' 39" E 143° 27' 29"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター (0155-26-9126) 池田消防署 (015-572-3119)	○	○	とかち消防 指令センター (0155-26-9126)
豊頃中継所 豊頃町茂岩50-1 N 42° 48' 06" E 143° 30' 08"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター (0155-26-9126) 浦幌消防署 (015-576-2419) 豊頃消防署 (015-574-2310)	○	○	とかち消防 指令センター (0155-26-9126)
浦幌中継所 浦幌町字東山19 N 42° 48' 24" E 143° 39' 58"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター (0155-26-9126) 豊頃消防署 (015-574-2310) 浦幌消防署 (015-576-2419)	○	○	とかち消防 指令センター (0155-26-9126)
厚内分遣所 浦幌町字厚内2条通3丁目1 N 42° 48' 31" E 143° 48' 54"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター (0155-26-9126) 浦幌消防署 (015-576-2419)	○	○	とかち消防 指令センター (0155-26-9126)
上浦幌分遣所 浦幌町字宝生165 N 43° 05' 00" E 143° 36' 17"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター (0155-26-9126) 浦幌消防署 (015-576-2419)	○	○	とかち消防 指令センター (0155-26-9126)
中矢中継所 足寄町中矢71 N 43° 14' 08" E 143° 30' 53"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター (0155-26-9126) 浦幌消防署 (015-576-2419) 足寄消防署 (0156-25-2619) 本別消防署 (0156-22-2007) 上士幌消防署 (01564-2-2519)	○	○	とかち消防 指令センター (0155-26-9126)
本別消防 本別町北2丁目4-1 N 43° 07' 29" E 143° 36' 39"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター (0155-26-9126) 本別消防署 (0156-22-2007)	○	○	とかち消防 指令センター (0155-26-9126)
陸別消防 陸別町字分線8-55 N 43° 28' 10" E 143° 44' 28"	20W	受信：切替方式 送信：切替方式	移動局からの通信に対して指令センター側の応答で接続。無応答時は10秒で切断。	とかち消防 指令センター (0155-26-9126) 陸別消防署 (0156-27-2524)	○	○	とかち消防 指令センター (0155-26-9126)

消防栓スピンドルドライバー

市町村	スピンドルドライバーの口径・形状	
	口径	形状
帯広市	35mm・38mm・40mm	四角
	40mm	五角
音更町	36～38mm	四角
	36～42mm	五角
士幌町	37mm	四角
上士幌町	37mm	四角
鹿追町	38mm～40mm	四角
新得町	40mm	四角
清水町	38mm	四角
	40mm	五角
芽室町	38mm	四角
	40mm	五角
中札内村	38～40mm	四角
更別村	40mm	四角
大樹町	38～40mm	四角
	40mm	五角
広尾町	30mm・38mm	四角
幕別町	40mm	四角
	35mm・40mm	五角
池田町	32mm	四角
豊頃町	40mm	四角
	50mm	五角
本別町	38mm	四角
足寄町	38mm～40mm	四角
陸別町	38mm	四角
浦幌町	37mm	四角

燃料補給場所

陸上隊燃料補給場所

順位	市町村	名称	所在地	連絡先	燃料貯蔵量(kℓ)			営業時間	災害時 中核SS
					ガソリン	軽油	灯油		
1	帯広市	熱原帯広(株) ENEOS東5条	帯広市東5条南6丁目1	日中 0155-22-8175	24.7	23	1.95	8:00-20:00 日・祝 8:00-18:00	
2		熱原帯広(株) ENEOS帯広白樺	帯広市白樺16条東12丁目5	日中 0155-33-0555	19	9.5	19	7:30-20:00	
3		宮本商産(株) apollostation帯広南	帯広市大通南27丁目1	日中 0155-22-6407	28.7	9.6	9.5	8:00-20:00 日・祝 8:00-18:00	
4		宮本商産(株) apollostationミヤモトオスト417	帯広市東4条南17丁目11	日中 0155-24-4170	30	10	20	8:00-20:00 定休日 日曜	
5		宮本商産(株) apollostation帯広西	帯広市西2条南5丁目2	日中 0155-22-7102	15	10		8:00-20:00 定休日 日曜	○
6		宮本商産(株) apollostationミヤモト・ウエスト203	帯広市西20条南3丁目57-1	日中 0155-34-2226	28.8	14.4	4.8	8:00-20:00 定休日 日曜	
7		YSヤマショウ(株) 春駒通給油所	帯広市西18条南4丁目46	日中 0155-38-2201	19.2	9.64	19.2	8:00-20:00	
8		YSヤマショウ(株) ENEOS西23条	帯広市西23条南1丁目1	日中 0155-37-4998	20	10	10	8:00-19:30 日・祝 9:00-19:00	○
9		栗林石油(株) ENEOS Dr.Driveサンロード南	帯広市大通南23丁目20	日中 0155-23-3927	30	30	1	8:00-21:00 日・祝 8:00-19:00	
10		三洋興熱(株) ENEOSスーパービット中央	帯広市西8条南9丁目10	日中 0155-22-3333	45	15	30	8:00-21:00	○
11		北海道カーオイル(株) コスモ石油大通5丁目	帯広市大通南5丁目1	日中 0155-25-8469	45	25	20	7:30-20:00	
12		北海道カーオイル(株) コスモ石油春駒	帯広市西16条南4丁目30-5	日中 0155-36-5166	19.2	9.6	9.6	8:00-19:00	
13		北海道カーオイル(株) コスモ石油柏林台	帯広市西18条南2丁目11-13	日中 0155-36-2655	50	30	40	7:00-23:00	
14		北協石油(株) コスモ石油帯広中央	帯広市大通南20丁目20	日中 0155-22-1144	24.66	12.84	10	8:00-20:00 日・祝 9:00-19:00	
15		北協石油(株) コスモ石油帯広東	帯広市東4条南3丁目7	日中 0155-22-6630	19	9.5		8:00-19:00 日・祝 9:00-18:00	
16		北協石油(株) コスモ石油帯広西16条	帯広市西16条南4丁目12	日中 0155-35-5080	28.8	9.6	0.597	8:00-19:30 日・祝 8:00-18:00	
17		坂本石油(株) apollostation東3条	帯広市東3条南6丁目1	日中 0155-25-6610	12.5	6.7		8:00-20:00	
18		萩原物産(株) ENEOS帯広東7条	帯広市東7条南8丁目1	日中 0155-21-2200	14.25	14.25	9.5	7:30-19:00 定休日 日・祝	
19		㈱然別湖畔温泉ホテル apollostationファクタ18	帯広市西18条北1丁目14-36	日中 0155-33-3990	40	20	4.9	8:00-20:00 日・祝 8:30-20:00	
20		㈱晃陽燃料 ENEOS自由が丘	帯広市西19条南5丁目37-12	日中 0155-36-3939	29.9	10	19.6	7:30-20:00	
21		テービーオイル(株) ENEOS中島橋	帯広市西22条北1丁目5-16	日中 0155-37-5441	15	30	5	8:00-19:30	
22		光菱商事(株) ENEOS西帯広	帯広市西22条北1丁目2-12	日中 0155-37-2248	20	15	13	8:15-20:30 日・祝 8:15-20:00	
23	音更町	㈱オカモト オカモトセルフ音更木野	音更町木野大通西9丁目1	日中 0155-31-3313	38	29		4:00-2:00	
24		㈱オカモト オカモトセルフ音更OK	音更町木野大通西16丁目1-13	日中 0155-30-3330	50	30		4:00-2:00	
25		栗林石油(株) ENEOSアーバンきの	音更町木野大通東9丁目3	日中 0155-31-0357	28	19		8:00-20:00 日曜 8:00-19:00	
26		㈲笛本燃料店 ENEOS音更	音更町大通3丁目4	日中 0155-42-2366	23	15	22	7:00-18:00	
27		西谷商店 ENEOS音更	音更町大通3丁目5	日中 0155-42-2553	18	9.9	12	7:00-19:00	
29	士幌町	㈱キング商会 apollostation士幌	士幌町字士幌本通東30	日中 01564-5-2075	13	7		8:00-19:00	
30		㈱キング商会 apollostation士幌東	士幌町字士幌167	日中 01564-5-3754	20	20	43	8:00-19:00	
31	上士幌町	栗林石油(株) ENEOS上士幌	上士幌町字上士幌東2線238	日中 01564-2-2262 夜間 01564-2-2422	30	50	0.5	8:00-19:30 日・祝 8:00-18:00	
32		㈱サトウ機工 ENEOS上士幌	上士幌町字上士幌東2線223-1	日中 01564-2-4141	16	12	28	8:00-19:00 日・祝 8:30-18:00	
33		㈲山本商会 apollostation上士幌	上士幌町字上士幌東3線234-124	日中 01564-2-2231	16	14	20	8:30-18:00	
35	鹿追町	㈲大上商店 ENEOS鹿追	鹿追町東町1丁目2	日中 0156-66-2423	13.8	10	20	8:00-18:30 定休日 日曜	
36		㈲滝健 コスモ石油笛川	鹿追町笛川北8線11-7	日中 0156-66-2323	30	20	10	8:00-19:00	
38	新得町	日晃産業(株) コスモ石油新得	新得町栄町2	日中 01566-4-5658	20	10	0.6	7:00-19:00 日・祝 8:00-18:00 定休日 第2・第4日曜	
39		㈱ひらかわ ENEOS新得	新得町5条南3丁目	日中 01566-4-5706	15	15	10	7:00-19:00 日曜 8:00-18:00 祝日 7:00-18:00 定休日 第1・第3日曜	
40		㈱ムラカミ石油	新得町屈足幸町3丁目2-1	日中 01566-5-2106	12	20	8	7:30-18:00 定休日 日曜	

番号	市町村	名称	所在地	連絡先	燃料貯蔵量(kl)			営業時間	災害時 中核SS
					ガソリン	軽油	灯油		
41	清水町	シミックス株 コスモ石油清水	清水町南2条10丁目10	日中 0156-62-2117	30	20	30	7:30-18:30 日・祝 8:30-18:00(隔週)	
42		㈲清水興産 apollostation清水	清水町南1条4丁目1	日中 0156-62-2237	19.1	10	19	7:30-19:00 祝日 7:30-18:30 定休日 日曜	
43		十勝清水石油㈱ ENEOS十勝清水	清水町南4条10丁目4	日中 0156-62-2335	30	20	20	8:00-18:30 祝日 8:00-18:30	
44		㈲川端商会 ENEOS御影	清水町御影本通2丁目12	日中 0156-63-2224	13	7	10	8:00-19:00 定休日 日曜	
45		㈲山本石油 ENEOS御影北	清水町字御影南1線57	日中 0156-63-2304	19.8	9.9	9.9	7:00-18:30 定休日 日曜	
46	芽室町	スズラン企業㈱ apollostation帯広西	芽室町東芽室基線31	日中 0155-62-3233	30	30		7:30-19:30 日・祝 8:00-19:00	
49		安田石油㈱ ENEOS芽室第1	芽室町本通5丁目27	日中 0155-62-2704	21	10	19	7:30-19:30 日・祝 7:30-18:00	
50	中札内村	中保石油㈱ ENEOS中札内	中札内村大通南5丁目47	日中 0155-67-2064	16	14	10	7:30-19:00 日・祝 8:00-17:00	
51		井脇商店 コスモ石油上札内	中札内村上札内186	日中 0155-69-4166	19.2	9.2	39.6	8:00-18:00 定休日 日曜	
52	更別村	㈱ヤマジョウ ENEOS更別	更別村字更別南1線92	日中 0155-52-2373 夜間 0155-52-2036	13	15	19	1月-3月 8:30-18:00 4月 8:00-18:30 5月-11月 8:00-19:00 12月 8:00-18:30	
53	大樹町	宮本商産㈱ apollostation シャトル大樹	大樹町東本通31	日中 01558-6-2203	25	15	20	8:00-20:00 定休日 日曜	
54		㈲酒森商事 ENEOS大樹	大樹町寿通2丁目61	日中 01558-6-3171	20	20	20	7:30-18:30 定休日 日曜	
55	広尾町	日勝シェル石油㈱ apollostation広尾南	広尾町本通4丁目2	日中 01558-2-2195	18	12	10	8:00-18:00 定休日 日曜	
56		㈲勝見商店 ENEOS広尾	広尾町本通10丁目16	日中 01558-2-3038	15.6	9.6	9.6	8:00-18:00 定休日 日曜	
57		十勝エナジティック㈱	広尾町丸山通北1丁目24	日中 01558-2-2709	0	9.5	19	8:00-18:00 定休日 日曜	
58		石山商店㈱ ENEOSカー・エステ広尾	広尾町丸山通北2丁目67	日中 01558-2-3105	9.6	9.6	19	8:00-18:30 定休日 日曜	
59	幕別町	堂前建設㈱ ENEOS幕別	幕別町幸町54-3	日中 0155-54-2547	13.5	9.5	19	7:00-19:00 定休日 日曜	
60		㈲笛井金物店 ENEOS幕別	幕別町錦町38	日中 0155-54-2001	16	20	4	7:30-20:00 日曜 8:00-18:00	
61		幕別興業㈱ apollostation幕別	幕別町明野204-12	日中 0155-54-2741	13.3	24.7		7:00-19:00	
62		坂本石油㈱ apollostation札内	幕別町札内曉町271-1	日中 0155-56-2217	28.8	19.2		8:00-21:00	
63		熱原帶広㈱ ENEOS Dr.Drive熱原帶広札内	幕別町札内曉町8-1	日中 0155-55-5100	60	20	22	7:00-23:00	
64		中村商店 apollostation忠類	幕別町忠類本町3-12	日中 01558-8-2240 夜間 01558-8-2500	19.1	9.5	9.5	8:00-20:00	
67	池田町	㈱田岡燃料 ENEOS池田駿前	池田町字大通1丁目84	日中 015-572-2795	20	10	30	8:30-18:30 定休日 日曜	
68		㈱十勝工建 apollostation利別	池田町字利別南町13	日中 015-572-3013	19.2	9.6	9.6	8:00-18:00 定休日 第2、4土曜日・日曜・祝日	
69	豊頃町	㈱杉村商店 ENEOS茂岩	豊頃町茂岩本町48	日中 01557-4-4005	10	11	20	7:30-19:00 定休日 日曜	
70		豊頃石油㈲ apollostation豊頃	豊頃町豊頃旭町160	日中 015-574-2225	9.6	9.6	16	7:30-19:00 定休日 日曜・祝日	
71		中山産業㈱ apollostation大津	豊頃町大津寿町18	日中 015-574-2515	6	6	8	9:00-17:00 火・木のみ営業	
72		㈱細野商事 新町給油所	本別町新町12-25	日中 0156-22-2406	19.2	19.2		9:00-17:00	
73	本別町	㈱野田組 ENEOS本別	本別町南4丁目117-1	日中 0156-22-2329	20	20	6	7:45-19:00	
74		栗林石油㈱ ENEOS本別	本別町北6丁目2	日中 0156-22-2431	23	22	15	8:00-19:00	
75		本別石油㈱ ENEOS本別	本別町北6丁目2-1	日中 0156-22-2045	14.85	19.8	14.85	8:00-19:00	
76		北栄商事(有) 丸紅エネルギー本別向陽町	本別町向陽町3-1、2	日中 0156-22-2188	25	20	15	9:00-17:00	
77		㈲マルカミ市原商店 ENEOS勇足駿前	本別町勇足元町12-10	日中 0156-23-2002	9.9	6.95	12.85	7:00-19:00	
78		㈲明光石油 apollostation本別	本別町北3丁目3-13	日中 0156-22-2567	13.3	15.2		8:00-19:00	
80	足寄町	熱原帶広㈱ ENEOS足寄中央	足寄町南4条1丁目1-1	日中 0156-25-7101	26	14	20	8:00-18:00 定休日 日曜	
81		YSヤマショウ㈱ ENEOS足寄	足寄町南6条1丁目22	日中 0156-25-2161	14.8	10	20	8:00-19:00 定休日 日曜	
82		北協石油㈱ carenex足寄	足寄町旭町4丁目48	日中 0156-25-4134	9.6	19.2	9.6	8:00-18:00 定休日 日曜	
83		㈲伊藤石油 ENEOS中足寄	足寄町中足寄116	日中 0156-25-3547	13.4	5.7	9.6	8:00-17:30	
84		㈲菅崎商店 ENEOS芽登	足寄町芽登本町233	日中 0156-26-2012	10	19.2	19.2	8:30-17:00 定休日 土・日曜	
85	陸別町	㈲石橋石油 apollostation陸別	陸別町字陸別東1条1丁目7	日中 0156-27-2118	17	19	14	7:00-18:00 日曜 8:00-17:00	

	市町村	名称	所在地	連絡先	燃料貯蔵量(kℓ)			営業時間	災害時 中核SS
					ガソリン	軽油	灯油		
86	浦幌町	中山産業㈱ apollostation浦幌	浦幌町字緑町5	日中 015-576-2137 夜間 015-576-2520	20	25	5	8:00-19:00 日曜 8:00-17:00	
87		栗林石油㈱ ENEOS浦幌	浦幌町字宝町69	日中 015-576-2401	30	20	10	8:00-19:00 日曜 8:00-18:00	
88		樺北村商店 apollostation本店浦幌	浦幌町字幸町1-1	日中 015-576-2167 夜間 015-576-2101	19	19	29	8:00-19:00 日曜 8:00-17:00	

航空隊燃料補給場所

	市町村	名 称	所在地	連絡先	燃料貯蔵量(kℓ) JET A-1	座 標
1	帶広市	帶広空港(熱原輸送㈱ 帯広空港事業所)	帶広市泉町西9線中8-41	日中 0155-64-5141	400	N 42° 44' 00" E 143° 13' 02"

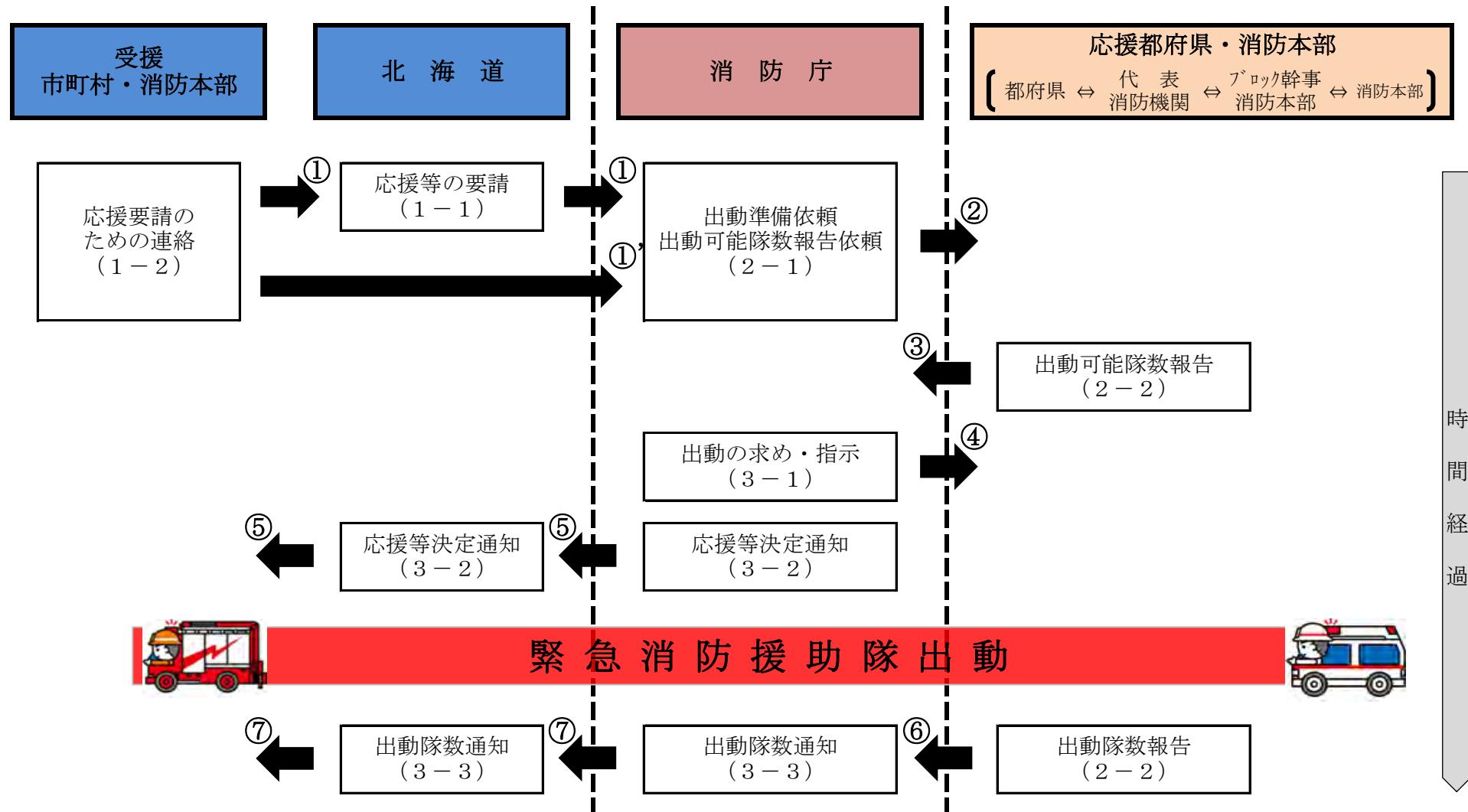
食料品等調達可能場所

	市町村	物資種別	調達先名称	所在地	連絡先
1	帯広市	食糧品	コープさっぽろ ベルデ店	帯広市西18条南1丁目4-1	日中 0155-33-9587
2		食糧品	コープさっぽろ かしわ店	帯広市東7条南15丁目2-2	日中 0155-23-7250
3		食糧品	イオン 帯広店	帯広市西4条南20丁目1	日中 0155-24-3100
4		食糧品	イトーヨーカドー 帯広店	帯広市稻田町南8線西10-1	日中 0155-47-8111
5		食糧品	マックスバリュ イーストモール店	帯広市東5条南16丁目6	日中 0155-21-0300
6		食糧品	マックスバリュ 稲田店	帯広市西5条南35丁目2-26	日中 0155-47-0100
7		食糧品	マックスバリュ 西陵店	帯広市西18条南2丁目5-17	日中 0155-38-4711
8		食糧品	マックスバリュ 春駒通店	帯広市西19条南4丁目25-1	日中 0155-35-0300
9	音更町	食糧品	マックスバリュ音更店	音更町木野大通東10丁目6-27	日中 0155-32-2100
10		食糧品	コメリパワー音更店 (N P O 法人コメリ災害対策センター)	音更町木野大通西16丁目1-11	025-371-4185
11	士幌町	食糧品	Aコープ士幌店 アスボ	士幌町字士幌西2線161-13	日中 01564-5-2316
12	上士幌町	食糧品	中島商店(有)	上士幌町字上士幌東2線234	日中 01564-2-2510 夜間 01564-2-3433
13	鹿追町	食糧品	Aコープ鹿追店	鹿追町新町4丁目	日中 0156-66-2250
14		重機	鹿追町建設業協会	鹿追町新町1丁目	日中 0156-66-3780
15	新得町	食糧品	株フクハラ新得店	新得町本通南1丁目2	日中 0156-64-5105
16	清水町	食糧品	清水町商工会	清水町本通1丁目	日中 0156-62-2208
17	芽室町	食糧品	芽室町商工会	芽室町本通1丁目19	日中 0155-62-2339
18		食糧品	エーコープめむろ店	芽室町東めむろ3条南1丁目	日中 0155-62-4307
19		食糧品	ダイイチめむろ店	芽室町東6条9丁目1	日中 0155-61-2178
20		食糧品	フクハラ芽室店	芽室町本通1丁目19	日中 0155-61-2980
21	中札内村	食糧品	マックスバリュ中札内店	中札内村大通南6丁目	日中 0155-63-5151
22	更別村	重機	株山内組	更別村字更別南2線94	日中 0155-52-2311
23	幕別町	食糧品	幕別町商工会	幕別町錦町141-19	日中 0155-54-2703
24		食糧品	コープさっぽろ さつない店	幕別町札内豊町43-1	日中 011-671-5601 (本社)
25		食糧品	株式会社ハピネス・デリカ	幕別町字軍岡63-1	0155-55-3000
26	池田町	食糧品	池田町商工会	池田町字大通1-35	日中 015-572-2135
27		食糧品	マックスバリュ池田店	池田町字利別南町17-23	日中 015-579-2010
28		食糧品	十勝池田町農業協同組合	池田町字利別本町1	日中 015-572-3131
29		食糧品	十勝高島農業協同組合	池田町字高島7	日中 015-573-2111
30	豊頃町	食糧品	杉村商店	豊頃町茂岩本町48	日中 015-574-2005

	市町村	物資種別	調達先名称	所在地	連絡先
31	本別町	食糧品	フクハラ本別店	本別町南1丁目2-25	日中 0156-22-2980
32	浦幌町	食糧品	(有)中山共栄廉売店	浦幌町桜町1	015-576-2135
33		食糧品	フクハラ浦幌店	浦幌町幸町27	015-576-4951
34		食糧品	高橋ストアー	浦幌町宝町35	015-576-2457
35		食糧品	山本商店	浦幌町厚内215-21	015-576-2013

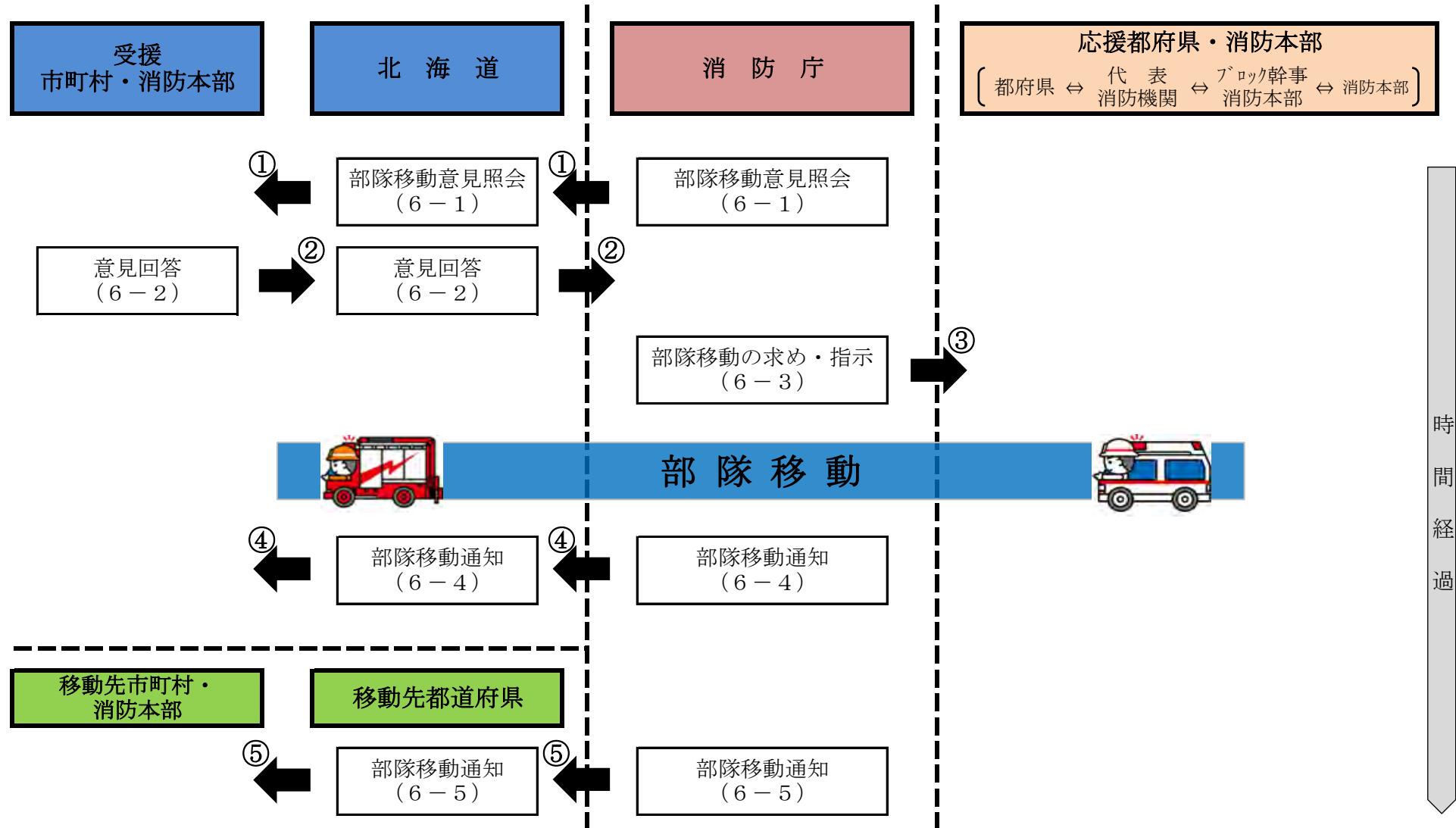
- ※ 上記に掲げる調達先のほか、北海道が防災協定を締結する店舗等での調達も考慮するものとする。
 ※ 北海道緊急消防援助隊受援計画の別表第14「食料品等調達可能場所」に合わせ、コンビニエンスストアの記載なし。
 (コンビニエンスストアでの食料品等調達も可能な市町村もあるため、コンビニエンスストア利用時は確認が必要)

緊急消防援助隊 応援等要請系統図



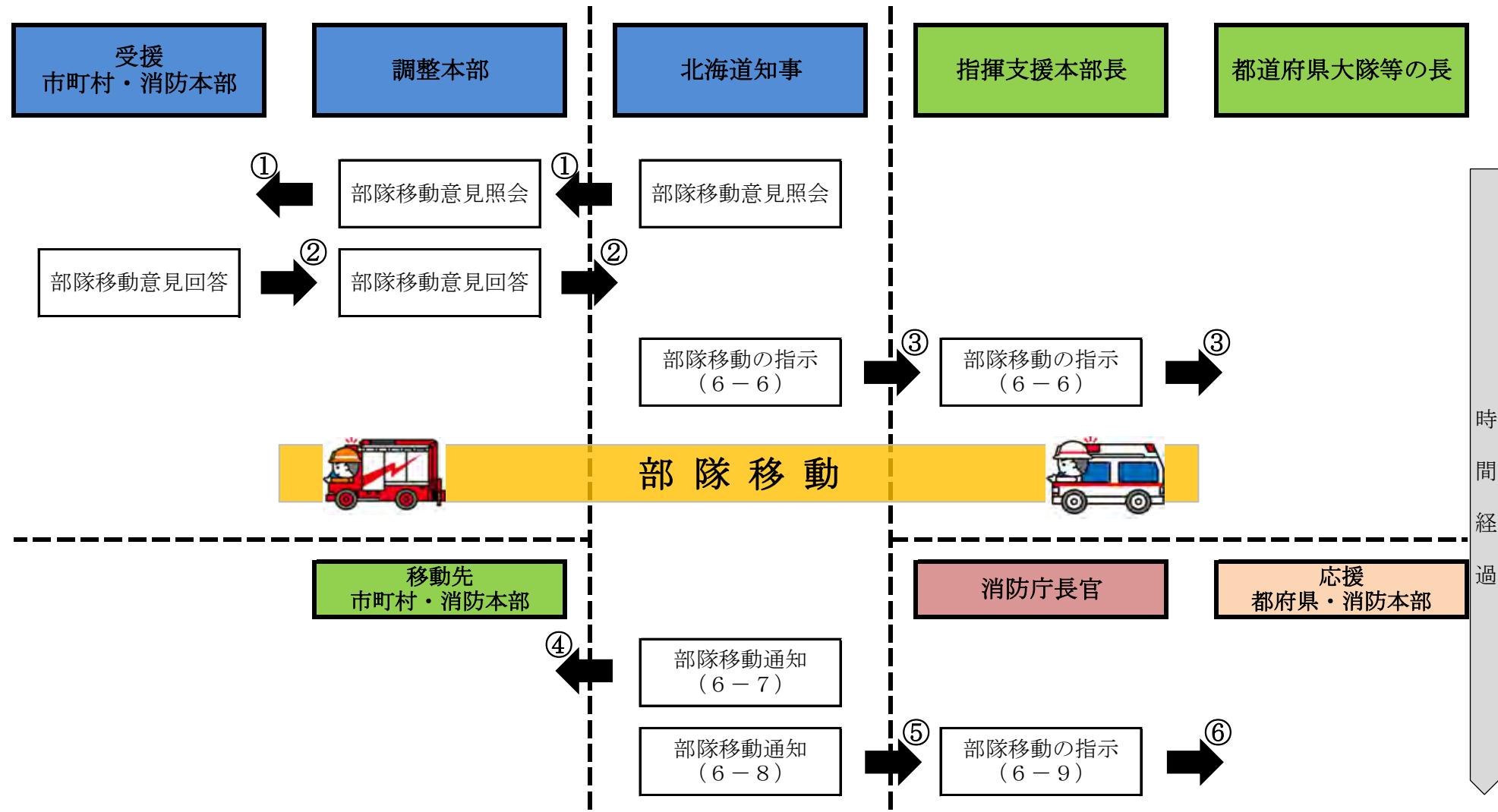
※図中「1-1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

緊急消防援助隊 部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示）※都道府県を越える部隊移動



※図中「6-1」等の番号：要請要綱の別記様式番号

緊急消防援助隊 部隊移動系統図（知事による部隊移動の指示）※北海道内の部隊移動



※図中「6-6」等の番号：要請要綱の別記様式番号

指揮本部運営チェックリスト

I 応援等要請の検討			チェック欄
優先	1 管轄内の被害状況を確認したか？		<input type="checkbox"/>
優先	2 必要に応じて、北海道消防防災ヘリに被害状況の確認を依頼したか？		<input type="checkbox"/>
	3 必要に応じて、ドローンによる被害状況の確認を行ったか？		<input type="checkbox"/>
優先	4 受援計画第2章第3に規定する応援等要請の基準に該当する状況にあるか？		<input type="checkbox"/>
優先	5 北海道内応援隊の応援要請を行ったか？		<input type="checkbox"/>
優先	6 緊急消防援助隊の必要性について判断したか？判断に迷う場合、代表消防機関又は北海道に相談したか？		<input type="checkbox"/>
優先	7 北海道又は消防庁の担当者とのホットライン（直通の連絡先、連絡手段）を確保したか？		<input type="checkbox"/>
優先	8 自衛隊の災害派遣要請について検討したか？		<input type="checkbox"/>
優先	9 応援等を必要とする現場の詳細な災害の状況及び必要な隊の種別・規模を確認したか？これらについて応援要請を行った北海道内消防本部、北海道に連絡したか？		<input type="checkbox"/>
II 指揮本部の設置			チェック欄
	1 北海道内応援隊の要請時刻を確認したか？	年 月 日() :	<input type="checkbox"/>
	2 緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？	年 月 日() :	<input type="checkbox"/>
	3 指揮本部の設置時刻を確認したか？	年 月 日() :	<input type="checkbox"/>
優先	4 調整本部に対し、指揮本部設置の連絡をしたか？		<input type="checkbox"/>
優先	5 調整本部、市町村災害対策本部ヘリエゾンを派遣したか？		<input type="checkbox"/>
	6 指揮本部の業務について、担当者を指定したか？		<input type="checkbox"/>
III 応援部隊（北海道内応援隊、緊急消防援助隊）の受入			チェック欄
優先	1 応援要請を行った北海道内の消防本部に対して、活動場所を指示したか？必要に応じて、進出拠点を設定し、連絡員を派遣したか？		<input type="checkbox"/>
支援可	2 指揮支援隊の受入に関して、様式2により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 応援部隊受入管理表		<input type="checkbox"/>
	3 指揮支援本部の設置場所は確保できているか？指揮支援部隊長に設置候補場所を報告したか？		<input type="checkbox"/>
優先	4 緊急消防援助隊の受入体制が整わないと判断した場合、受入業務の支援について調整本部又は代表消防機関に依頼したか？		<input type="checkbox"/>
支援可	5 指揮支援隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？		<input type="checkbox"/>
支援可	6 都道府県大隊、各部隊の受入に関して、様式2、様式3により確認、調整したか？ 【確認用様式】様式2 応援部隊受入管理表 【確認用様式】様式3 都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表 ・隊の種類、規模の確認 ※確認資料：消防庁からの出動隊数通知（別記様式3-3） ・進出拠点、進出拠点連絡員の調整 ※調整相手：調整本部 ・宿営場所、宿営場所連絡調整員の調整 ※調整相手：調整本部		<input type="checkbox"/>
支援可	7 北海道内応援隊の編成状況について確認したか？		<input type="checkbox"/>
優先	8 応援部隊へ貸し出す資機材（スピンドルドライバー等）について準備しているか？		<input type="checkbox"/>
支援可	9 応援部隊へ配布する地図を準備しているか？		<input type="checkbox"/>
優先	10 災害現場までのアクセス道に通行不能区間はあるか？通行不能区間について、緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？		<input type="checkbox"/>
	11 重機派遣の必要性について検討したか？必要に応じて手配したか？		<input type="checkbox"/>

	IV 活動中	チェック欄
	1 市町村災害対策本部において、必要に応じて関係機関との活動調整会議を開催したか？	<input type="checkbox"/>
支援可	2 災害現場において、必要に応じて現地合同調整所を設置したか？ (目的) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等との情報共有、活動調整	<input type="checkbox"/>
支援可	3 災害現場の管轄消防署長に対し、次の箇所への連絡調整員の派遣を指示したか？ ・北海道内応援隊及び都道府県大隊・各部隊の現地指揮所 ・救急隊（北海道内応援隊）、救急小隊（緊急消防援助隊）	<input type="checkbox"/>
支援可	4 災害現場付近のヘリコプター離着陸場について、使用可否を確認したか？緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	<input type="checkbox"/>
	5 災害現場付近の燃料補給場所について、別表第10に基づき、給油の可否について確認したか？緊急消防援助隊動態情報システム等で情報を共有したか？	<input type="checkbox"/>
	6 被害状況を定期的に収集し、整理しているか？	<input type="checkbox"/>
支援可	7 調整本部と被害状況等の情報を共有しているか？	<input type="checkbox"/>
支援可	8 活動中の安全管理（降雨・気温等の情報提供、活動の中止基準の統一等）に配慮しているか？	<input type="checkbox"/>
支援可	9 北海道内応援隊及び緊急消防援助隊の配置は適切か？	<input type="checkbox"/>
	10 緊急消防援助隊の増隊要請（部隊規模や特殊車両の観点から）の要否について検討したか？	<input type="checkbox"/>
支援可	11 活動場所等において、食料等の物資は足りているか？トイレは不足していないか？	<input type="checkbox"/>
支援可	12 緊急消防援助隊動態情報システム及び支援情報共有ツール等を使用し、必要な情報提供をしているか？	<input type="checkbox"/>

応援部隊受入管理表

指揮支援隊

指揮支援隊長 所属消防本部・氏名・連絡先	指揮支援隊 人数	移動方法						指揮本部 到着時刻
		手段	受入 ヘリポート	ヘリポート 着陸予定時刻	送迎担当者 (ヘリポート→指揮本部)	移動経路	指揮本部 到着予定時刻	
(消防本部) (氏名) (連絡先) — —	名	ヘリコプター (県・市ヘリ) ● 自動車	:	:	(所 属) (担当者) (連絡先) — —	斜線	:	:

都道府県大隊・各部隊（指揮支援部隊、航空部隊を除く）

応援 都道府県	隊の種類	隊の規模	隊の代表者 所属消防本部・氏名・連絡先	進出拠点					宿営場所		
				名称	到着予定 時刻	到着時刻	出発時刻	連絡員の 所属・氏名・連絡先	名称	到着予定 時刻	連絡調整員の 所属・氏名・連絡先
	大隊・統合 エネ産・N B C 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者) (連絡先) — —					(所属) (担当者) (連絡先) — —			(所属) (担当者) (連絡先) — —
	大隊・統合 エネ産・N B C 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者) (連絡先) — —					(所属) (担当者) (連絡先) — —			(所属) (担当者) (連絡先) — —
	大隊・統合 エネ産・N B C 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者) (連絡先) — —					(所属) (担当者) (連絡先) — —			(所属) (担当者) (連絡先) — —
	大隊・統合 エネ産・N B C 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者) (連絡先) — —					(所属) (担当者) (連絡先) — —			(所属) (担当者) (連絡先) — —
	大隊・統合 エネ産・N B C 土砂風水害	隊 名	(消防本部) (代表者) (連絡先) — —					(所属) (担当者) (連絡先) — —			(所属) (担当者) (連絡先) — —

都道府県大隊・各部隊 隊種別管理表

月 日 : 現在

活動指示書

指示日時 月 日 :

大隊長 様
部隊長

とかち広域消防局 指揮本部長

活動場所（範囲）				
活動内容	火災（建物・危険物・林野・車両・その他） 救助（浸水・倒壊建物・土砂・車両・その他） 検索（河川・建物内・その他） その他（ ）			
要救助者	有（ ）・無・不明			
活動場所 現在の状況				
必要車両・資機材 特記事項				
活動障害	障害の有無		備考	
	道路		有・無・不明	
	断水		有・無・不明	
	その他（ ）		有・無・不明	
他消防隊・他機関 活動状況 (同一の活動場所)	活動の有無等		代表者	連絡先
	緊急消防 援助隊	大隊 部隊	有・無・予定・不明	
		大隊 部隊	有・無・予定・不明	
	北海道内応援隊		有・無・予定・不明	
	消防本部		有・無・予定・不明	
	消防団		有・無・予定・不明	
	警察		有・無・予定・不明	
	自衛隊		有・無・予定・不明	
	国土交通省		有・無・予定・不明	
	DMA T		有・無・予定・不明	
	その他（ ）		有・無・予定・不明	
	別添資料	・広域地図 　・住宅地図 　・消防水利位置図 ・その他（ ）		
連絡調整員の派遣	有（氏名： 連絡先： ）・無			
とかち広域消防局 担当者所属・氏名	所属： 担当： 連絡先：			